

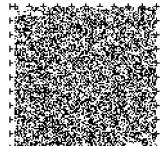
しもつけしハートフルプラン

第6期 下野市障がい者福祉計画
令和3年度（2021）～令和5年度（2023）

第6期 障がい者計画
第6期 障がい福祉計画・第2期 障がい児福祉計画

令和3年3月

下野市



はじめに

下野市では、これまで障がいのある人が自立し、地域に住む人が障がいの有無にかかわらず支えあうまちづくりと、共に生きる社会の実現のため、各種施策展開に取り組んでまいりました。

本計画では、平成31年4月に設置した、基幹型の機能を加えた「下野市障がい児者相談支援センター」を十分に活用し、障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりに取り組み、総合的・専門的な相談支援体制の充実を図り、地域の相談支援事業所との連携強化に取り組んでまいります。

さらに、障がい者の生活全般を支援している親の高齢化に伴い、親亡き後に備えるよう基本目標を見直し、高齢福祉との連携強化を新たに掲げ、自立した生活支援のため相談支援体制の充実を図ってまいります。

これら新たな取組みをはじめ、障がい者を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、計画期間(令和3年度から令和5年度)に取り組むべき障がい福祉施策の方向性や重点的に取り組むべき課題などを明確に示したものとなっており、引き続き愛称を「しもつけハートフルプラン」として、各種事業に積極的に取り組んでまいります。

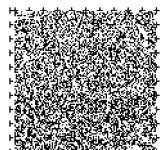
市民の皆様をはじめ、関係機関・関係団体等の皆様には協働して、それぞれの立場で役割を担いながら取り組んでいくことが必要となりますので、今後とも、皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

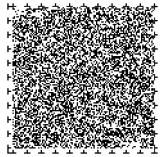
結びに、計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査で貴重なご意見をいただきました市民の皆様及び関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月



下野市長 広瀬寿雄





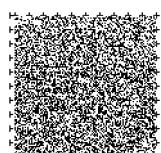
目 次

第1章 総論

I	計画の策定にあたって	2
1	障がい者福祉計画の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画における障がい者の定義	4
5	計画の策定体制	4
6	持続可能なまちづくりの推進	5
II	下野市を取り巻く現状と課題	6
1	統計からみる現状	6
2	アンケート調査結果の概要	17
3	障がい福祉サービスの提供状況	37
4	第5期障がい者福祉計画の主な施策の評価について	40
5	下野市自立支援協議会から出た意見	42
III	計画の基本的な考え方	43
1	計画の基本理念	43
2	計画の基本目標	44
3	施策の体系	45

第2章 障がい者計画

I	地域生活支援体制の充実	47
1	障害福祉サービス・生活支援事業の充実	47
2	地域生活の場の機能充実	48
3	移動支援の充実	48
II	相談支援体制の充実	49
1	相談支援・情報提供体制の充実	49
2	共生社会に向けた包括的な連携推進	49
3	権利擁護の推進	50
4	高齢福祉との連携強化	50
III	障がい児支援体制の充実	51
1	保育・療育環境の充実	51
2	特別支援教育の推進	52
3	医療的ケア児の支援体制の推進	52
4	福祉と教育の連携による 切れ目のない障がい児支援体制の推進	52



IV	社会参加の支援	54
1	多様な就労機会の確保と推進	54
2	文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進	54
3	コミュニケーション支援体制の充実	55
4	障がい児・者との地域交流の推進	55
V	協働によるまちづくりの推進	57
1	障がいの理解促進と普及啓発	57
2	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	57
3	防災、防犯対策の推進	58
4	地域の福祉意識の醸成	58
5	地域福祉・ボランティア活動の推進	59
6	障がい者差別解消の推進	59

第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

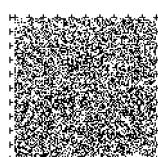
I	第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	61
1	障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標値	61
2	障がい福祉サービスの実績・見込量及び確保の方法	65
3	地域生活支援事業の実績・見込量及び確保の方法	69
4	障がい児通所サービスの実績・見込量及び確保の方法	75

第4章 計画の推進体制

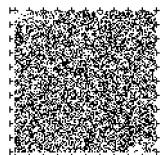
I	計画の推進に向けて	79
II	関係機関等との連携と役割	79

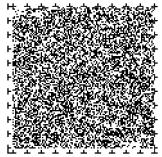
資料編

本計画書の本編には、1辺が2センチ程度の音声コード Uni-Voice と、音声コード位置を認識するための切り込みがついています。これは、視覚障がいの方にも文字情報の提供を行うことを目的とした情報ツールで、専用のアプリでコードを読み込むことで、音声で文字情報が読み上げられます。



第1章 総 論





I 計画の策定にあたって

1 障がい者福祉計画の趣旨

国においては、障がい者及び障がい児が個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によってわけ隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し制度を整備してきました。

下野市においても、障害者基本法、障害者総合支援法により、国が定めた基本方針に基づき平成18年度からこれまで5期にわたり計画を策定し、障がい児・者支援のための施策を計画的に推進してまいりました。

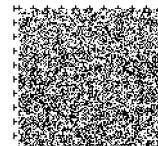
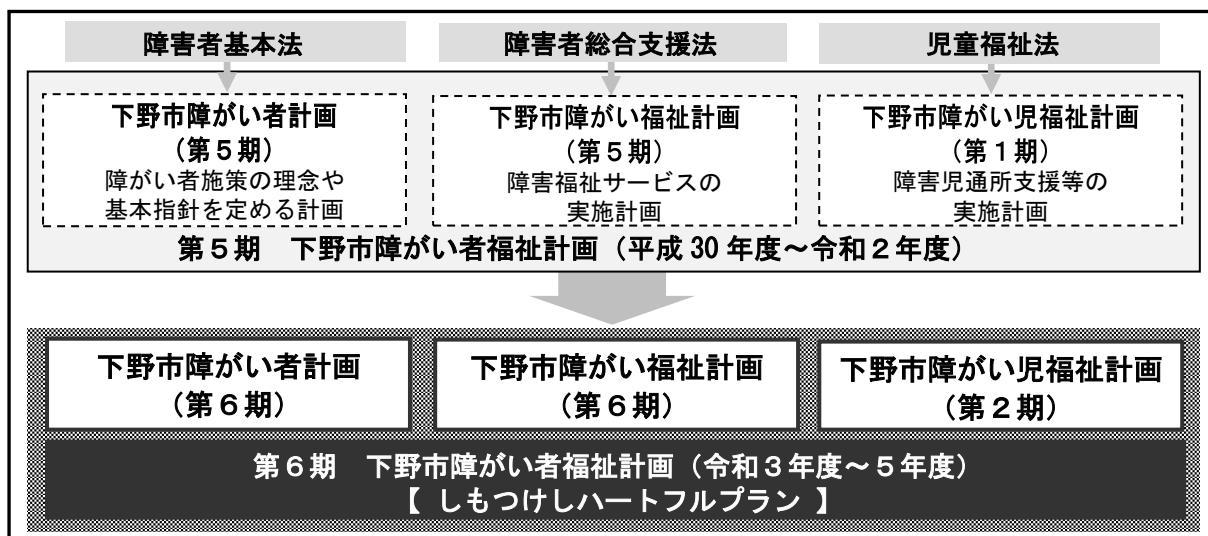
令和2年度をもって、現行の「第5期下野市障がい者福祉計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、「第6期下野市障がい者福祉計画」（計画期間：令和3年度から5年度）を策定します。

本計画は、障害者基本法（第11条第3項）に基づく障がい福祉施策を定める計画として「第6期下野市障がい者計画」と、障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく障害福祉サービスの量や確保策を定める計画として「第6期下野市障がい福祉計画」を策定するものです。

併せて、児童福祉法（第3条の20第1項）に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する「障害児福祉計画」として、「第2期下野市障がい児福祉計画」を策定するものです。

下野市では、児童福祉法の規定により、「第6期下野市障がい福祉計画」と「第2期下野市障がい児福祉計画」を一体のものとして策定します。

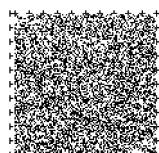
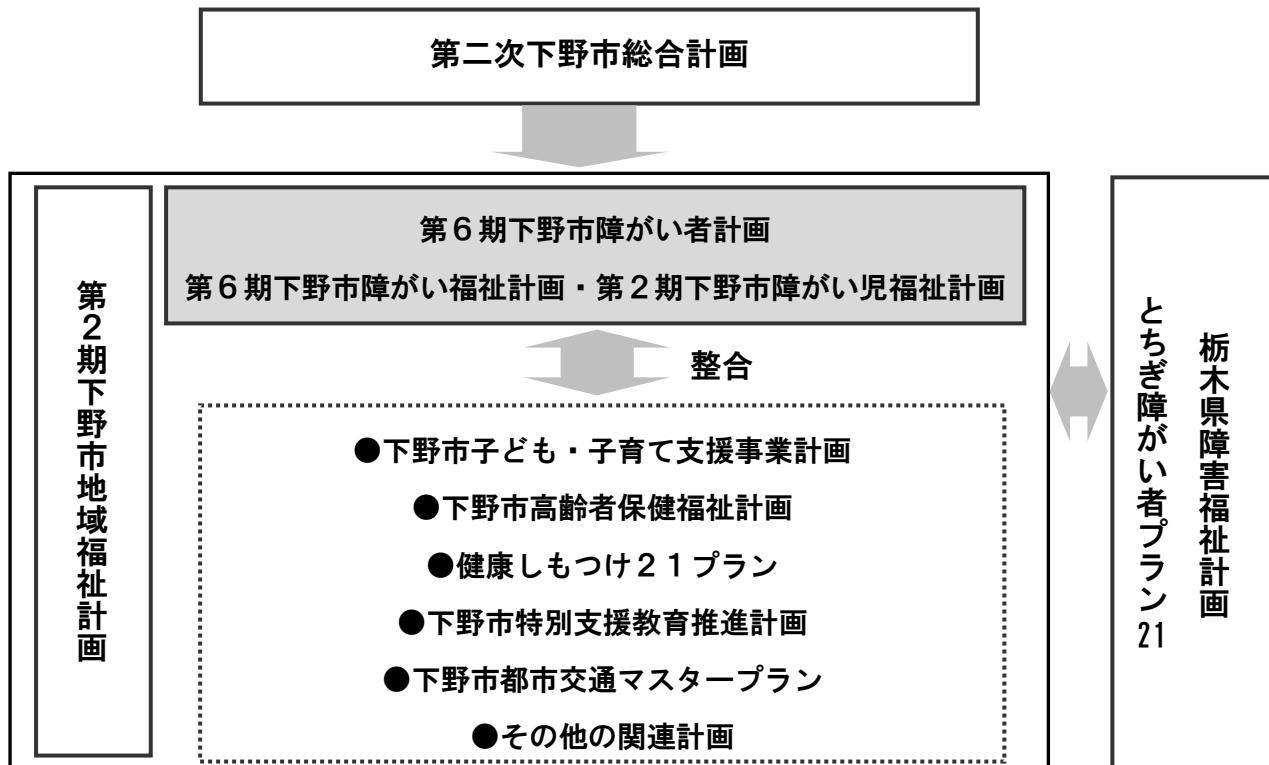
これら3つの計画を「第6期下野市障がい者福祉計画」として、一体的に策定します。さらに「第6期下野市障がい者福祉計画」を前期計画の愛称を継承し「しもつけしハートフルプラン」とし、市民や関係者の皆様に身近な計画として推進していきます。



2 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「第二次下野市総合計画（平成28年度～令和7年度）」をはじめ、各関連計画との整合を図り、本市における障がい者施策に関する基本的な計画として位置づけます。

第二次下野市総合計画の後期基本計画では、障害に関する施策として、「大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり」を目標にした「障がい者（児）とともに生きる環境づくり」という基本施策に取り組んでいくこととしています。この「障がい者（児）とともに生きる環境づくり」という基本施策では、障がい者が地域で自立した生活を送れるようにするために、障害福祉サービスの充実に加えて、就労の場づくり、活動の場づくりなどを推進することとしています。



3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までを計画期間として策定します。

ただし、今後、国の動向に伴い計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更が生じた場合、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画名 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい者計画	第 4 期計画			第 5 期計画			第 6 期計画		
障がい福祉計画	第 4 期計画			第 5 期計画			第 6 期計画		
障がい児福祉計画				第 1 期計画			第 2 期計画		

4 計画における障がい者の定義

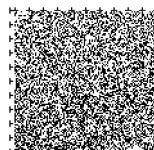
本計画における障がい者の定義は、障害者基本法第2条に規定される方を対象とします。平成 23 年8月の障害者基本法の一部改正により、「障害者、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と称する。）がある者であって障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とし、社会的障壁は、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、観念その他の一切のものをいう。」と定義されました。

また、本計画において、法律等に基づく用語等については「障害」と表記し、それ以外の用語については、「障がい」と表記します。

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障がいのある方のニーズができるかぎり計画に反映させるため、障がいのある方及び障がい者支援団体等を対象にアンケート調査を実施しました。

また、相談支援、福祉サービス提供事業所関係者や保健・医療・教育・雇用・福祉関係者等や公募委員で構成された「下野市障がい者福祉計画策定委員会」において審議を行いました。



6 持続可能なまちづくりの推進

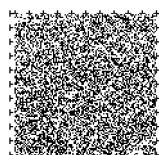
本市では、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」の趣旨を理解し、誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組を推進します。

第二次下野市総合計画においては、各政策をSDGsの考え方を盛り込んだ計画としています。本計画でもSDGsの考え方を盛り込んでおり、本計画を推進することで「すべての人に健康と福祉を」の目標達成に寄与することができます。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS**



※SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成28（2016）年～令和12（2030）年の15年間で達成を目指した17の国際目標です。経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題を統合的に解決することを目指す先進国を含む国際社会共通の目標です。



II 下野市を取り巻く現状と課題

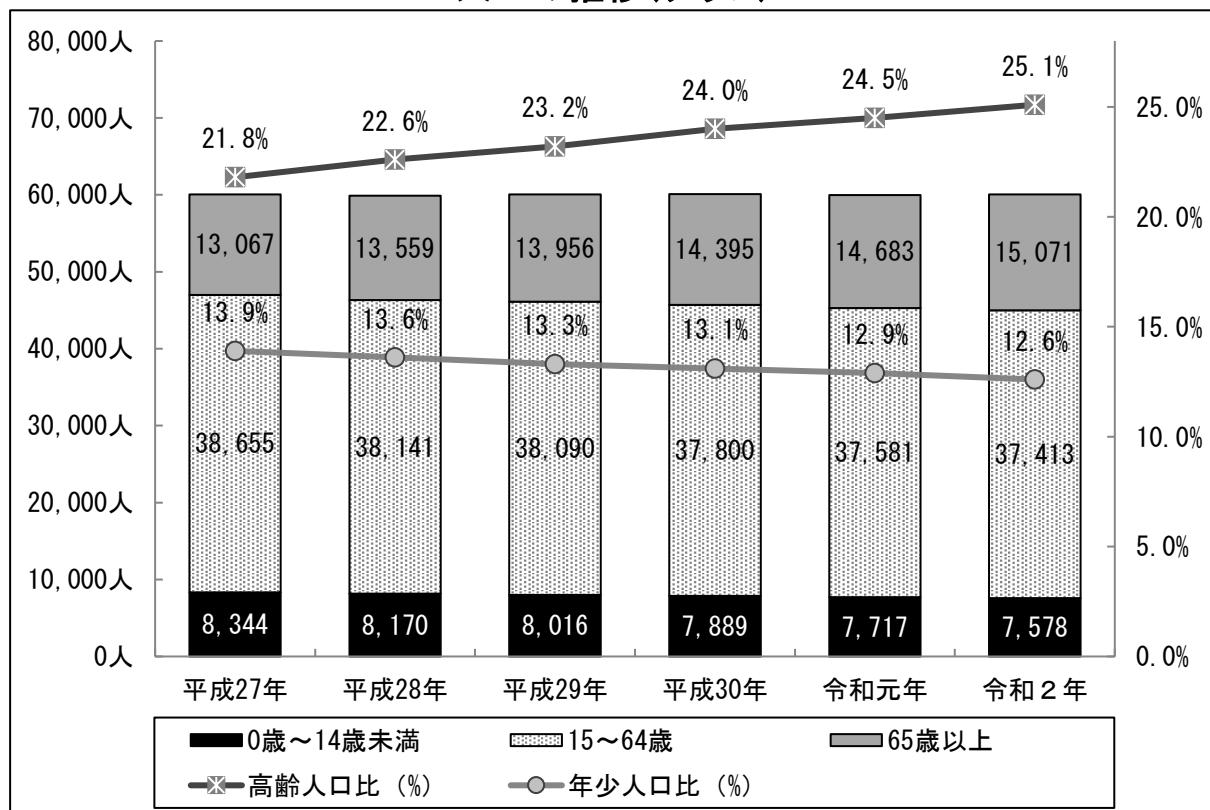
1 統計からみる現状

(1) 人口の推移

人口の推移についてみると、令和2年3月末時点 60,062人であり、ほぼ横ばいとなっていますが、65歳未満の数は減少しています。

また、令和2年3月末時点の、年少人口比は12.6%で年々減少し、高齢人口比は25.1%で年々増加しており、少子高齢化が着実に進行しています。

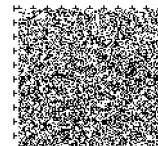
人口の推移(グラフ)



人口の推移(表)

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
合 計	【人】	60,066	59,870	60,062	60,084	59,981	60,062
0 歳～14 歳	【人】	8,344	8,170	8,016	7,889	7,717	7,578
15 歳～64 歳	【人】	38,655	38,141	38,090	37,800	37,581	37,413
65 歳～	【人】	13,067	13,559	13,956	14,395	14,683	15,071
高齢人口比	[%]	21.8	22.6	23.2	24.0	24.5	25.1
年少人口比	[%]	13.9	13.6	13.3	13.1	12.9	12.6

資料：市民課
(基準日：各年3月末現在)



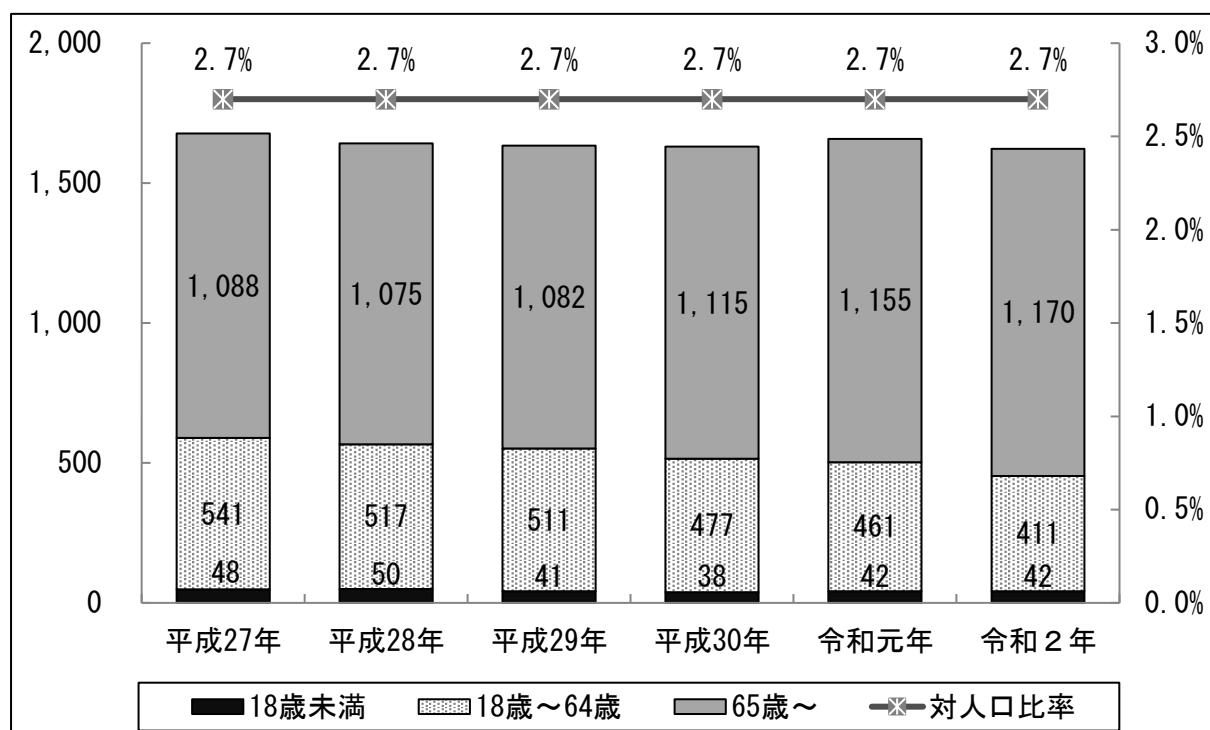
(2) 身体障がいのある方の状況

身体障害者手帳所持者数について、年齢別でみると、「65歳以上」が6割以上で、所持者数も増加しています。

障がい種類別でみると、これまで減少傾向であった「内部」が増加傾向にあります。その他の部位はほぼ横ばいとなっております。

また、障がい等級別でみると、重度である「1級」は増加傾向ですが、その他はほぼ横ばいとなっています。

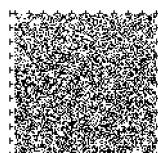
身体障害者手帳所持者数（年齢別）（グラフ）



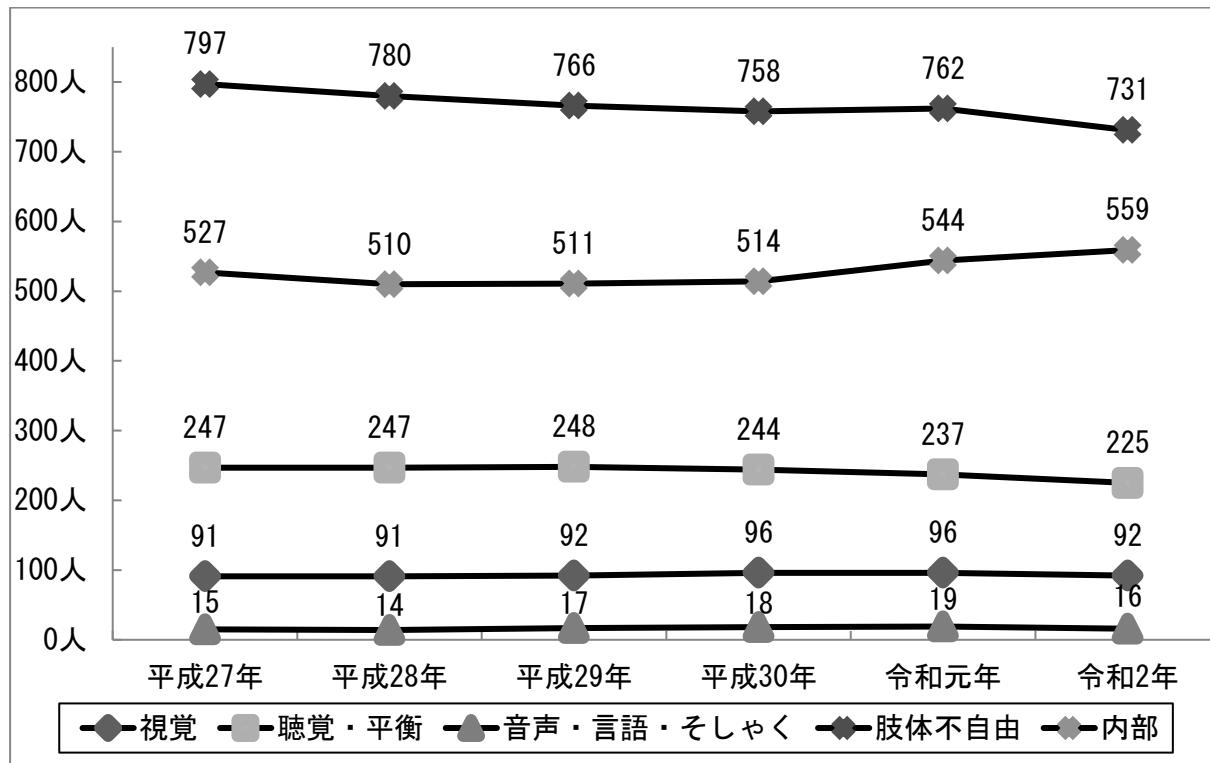
身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移（表）

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
合計	【人】	1,677	1,642	1,634	1,630	1,658	1,623
18歳未満	【人】	48	50	41	38	42	42
18歳～64歳	【人】	541	517	511	477	461	411
65歳～	【人】	1,088	1,075	1,082	1,115	1,155	1,170
対人口比率(%)	[%]	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7

資料：社会福祉課
(基準日：各年 3月末現在)



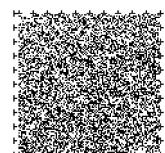
身体障害者手帳所持者数（障がい種類別）の推移（グラフ）



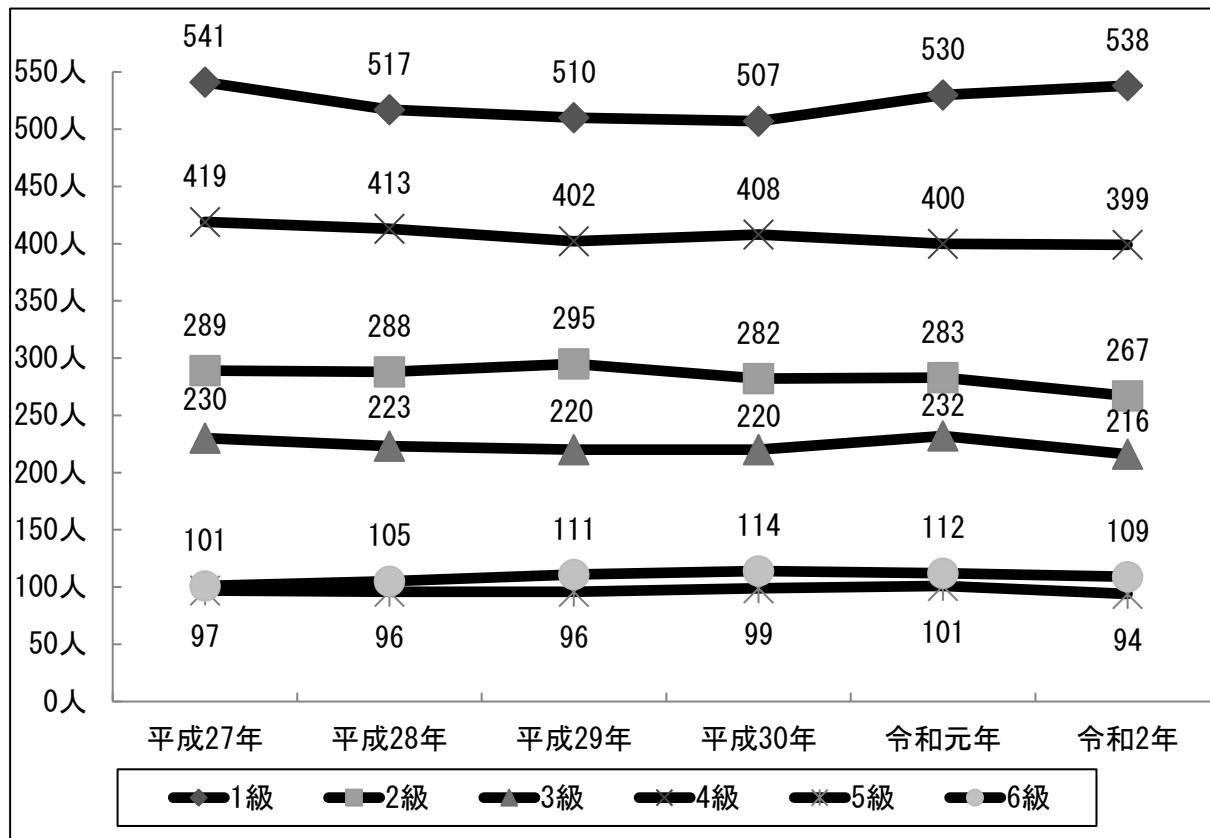
身体障害者手帳所持者数（障がい種類別）の推移（表）

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
合計	【人】	1,677	1,642	1,634	1,630	1,658	1,623
肢体不自由	【人】	797	780	766	758	762	731
内部	【人】	527	510	511	514	544	559
聴覚・平衡	【人】	247	247	248	244	237	225
視覚	【人】	91	91	92	96	96	92
音声・言語・そしゃく	【人】	15	14	17	18	19	16

資料：社会福祉課
(基準日：各年 3月末現在)



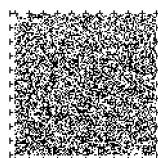
身体障害者手帳所持者数（障がい等級別）の推移（グラフ）



身体障害者手帳所持者数（障がい等級別）の推移（表）

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
合 計	【人】	1,677	1,642	1,634	1,630	1,658	1,623
1 級	【人】	541	517	510	507	530	538
2 級	【人】	289	288	295	282	283	267
3 級	【人】	230	223	220	220	232	216
4 級	【人】	419	413	402	408	400	399
5 級	【人】	97	96	96	99	101	94
6 級	【人】	101	105	111	114	112	109

資料：社会福祉課
(基準日：各年 3月末現在)

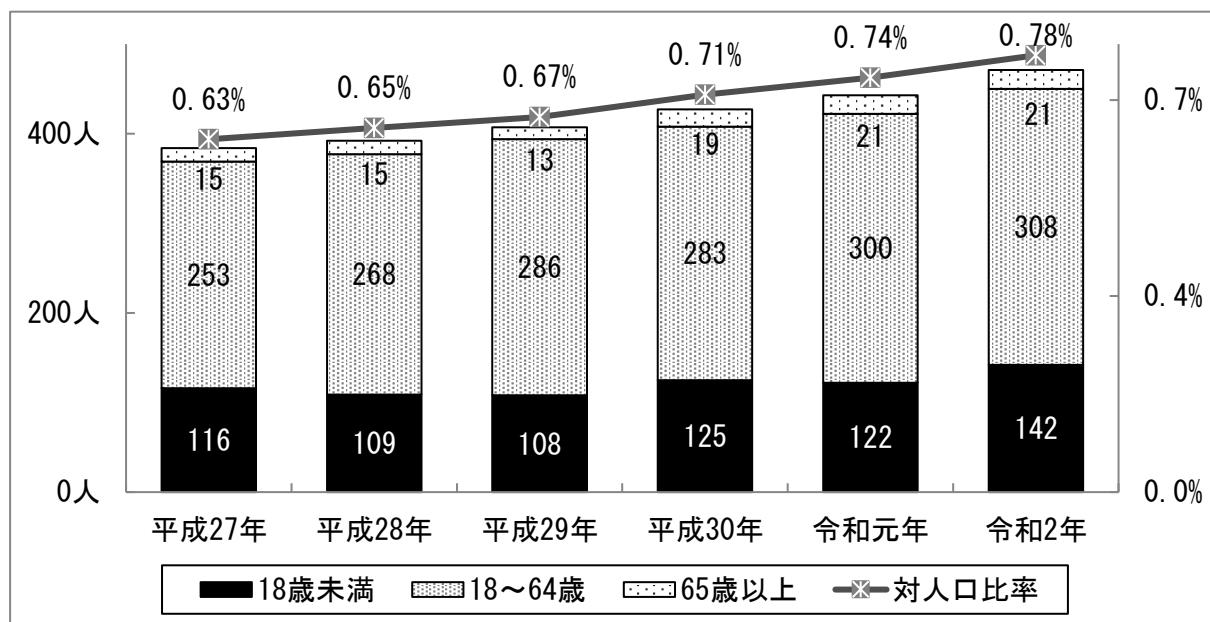


(3) 知的障がいのある方の状況

療育手帳所持者数について、年齢別でみると、65歳未満の所持者が9割以上です。

また、障がい等級別でみると、「B1（中度）」や「B2（軽度）」「A2（重度）」の知的障がい者が増加しています。

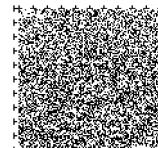
療育手帳所持者数（年齢別）の推移（グラフ）



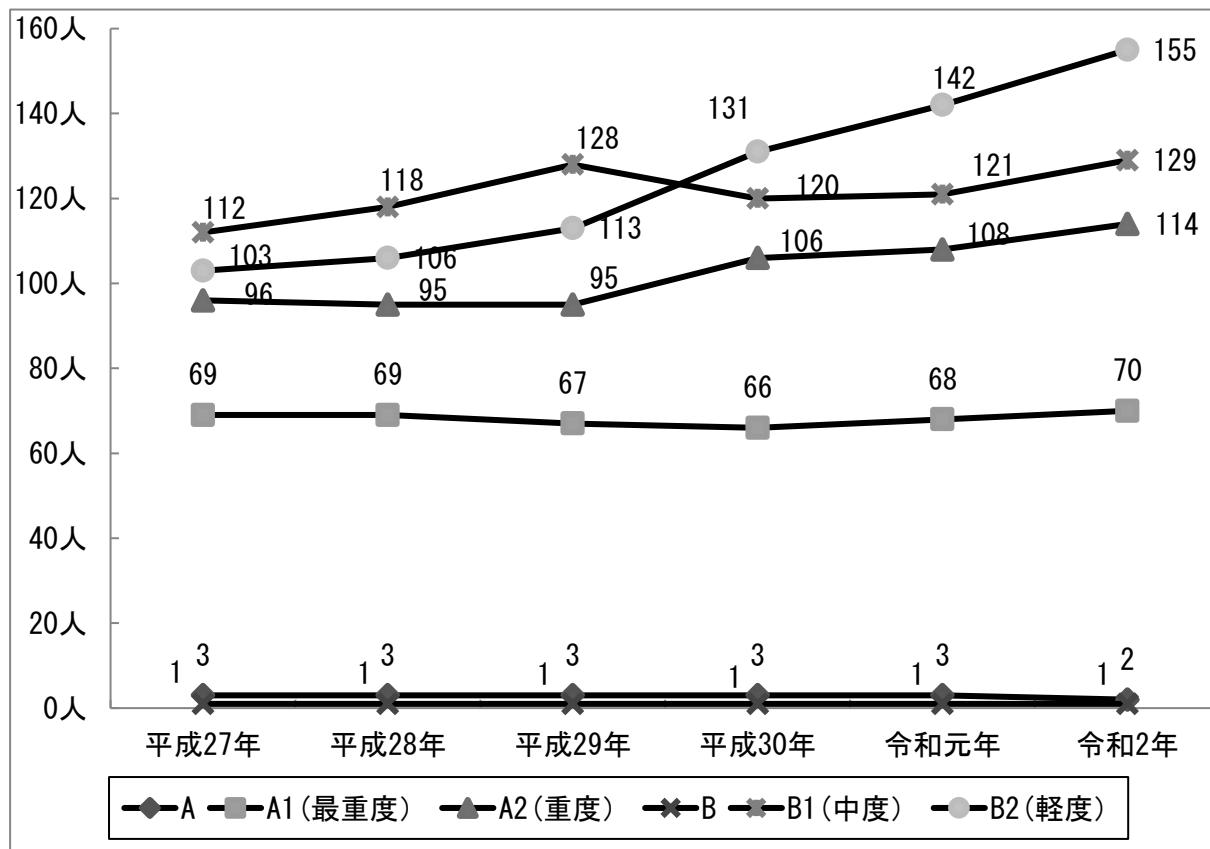
療育手帳所持者数（年齢別）の推移（表）

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
合 計	【人】	384	392	407	427	443	471
18 歳未満	【人】	116	109	108	125	122	142
18~64 歳	【人】	253	268	286	283	300	308
65 歳以上	【人】	15	15	13	19	21	21
対人口比率	[%]	0.63%	0.65%	0.67%	0.71%	0.74%	0.78%

資料：社会福祉課
(基準日：各年 3月末現在)



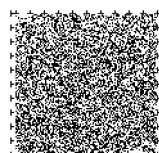
療育手帳保持者数（程度別）の推移（グラフ）



療育手帳保持者数（程度別）の推移（表）

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
合 計	【人】	384	392	407	427	443	471
A	【人】	3	3	3	3	3	2
A 1 (最重度)	【人】	69	69	67	66	68	70
A 2 (重度)	【人】	96	95	95	106	108	114
B	【人】	1	1	1	1	1	1
B 1 (中度)	【人】	112	118	128	120	121	129
B 2 (軽度)	【人】	103	106	113	131	142	155

資料：社会福祉課
(基準日：各年 3 月末現在)

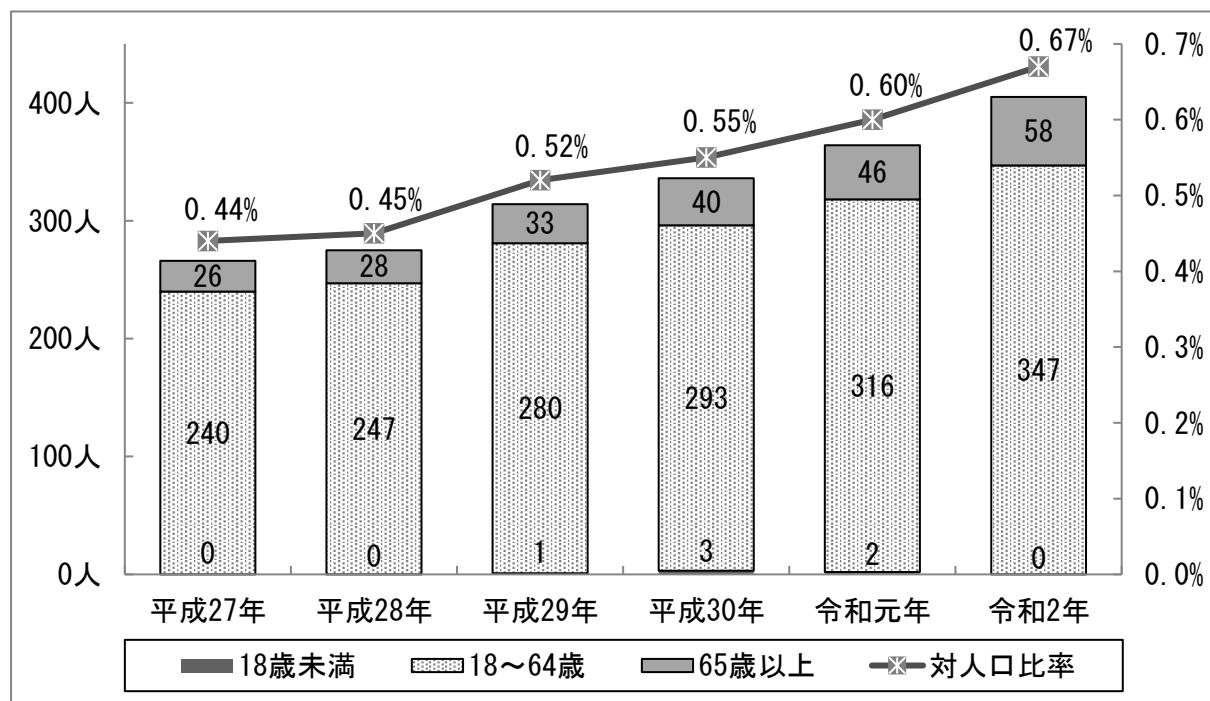


(4) 精神障がいのある方の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数について、年齢別でみると、「18歳から64歳」の年代がおよそ9割を占めており、所持者数も増加しています。

また、障がい等級別でみると「2級」が多い状況ですが、重度「1級」、軽度「3級」とも微増傾向にあります。

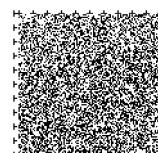
精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移（グラフ）



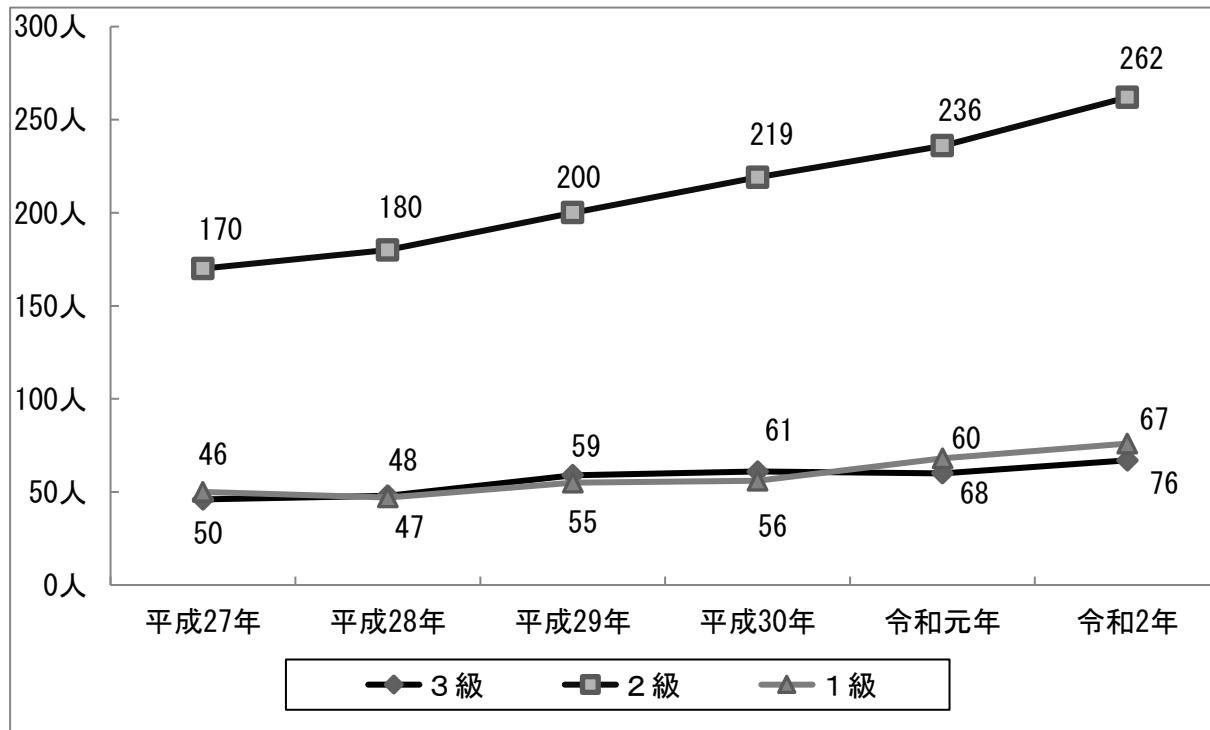
精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移（表）

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
合計	【人】	266	275	314	336	364	405
18歳未満	【人】	0	0	1	3	2	0
18歳～64歳	【人】	240	247	280	293	316	347
65歳～	【人】	26	28	33	40	46	58
対人口比率	[%]	0.44%	0.45%	0.52%	0.55%	0.60%	0.67%

資料：社会福祉課
(基準日：各年3月末現在)



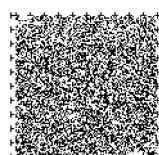
精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移（グラフ）



精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移（表）

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
合 計	【人】	266	275	314	336	364	405
1級	【人】	50	47	55	56	68	76
2級	【人】	170	180	200	219	236	262
3級	【人】	46	48	59	61	60	67

資料：社会福祉課
(基準日：各年 3 月末現在)



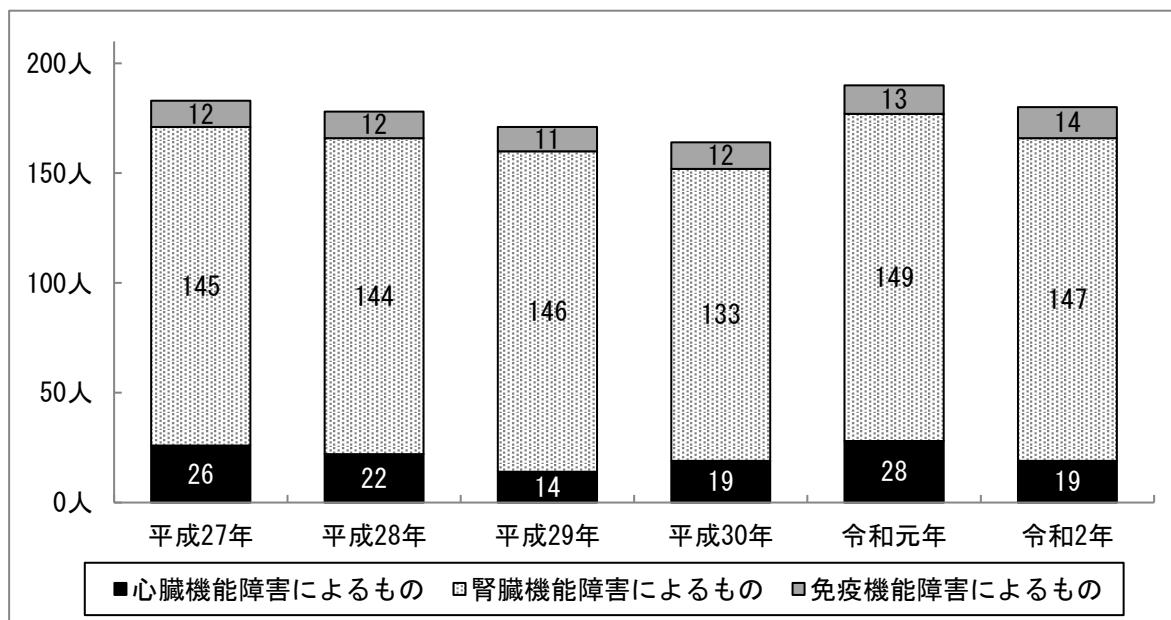
(5) 自立支援医療の利用状況

自立支援医療とは、障がいのある方がその心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療です。

①自立支援医療（更生医療）の利用状況

更生医療は、身体障害者手帳を交付された18歳以上の方に対し、障がいの程度を軽減したり、障がいを除去するために必要な医療費を助成しています。

自立支援医療（更生医療）利用者数の推移（グラフ）

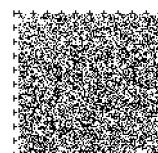


自立支援医療（更生医療）利用者数の推移（表）

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
合 計	【人】	183	178	171	164	190	180
心臓機能障害によるもの	【人】	26	22	14	19	28	19
腎臓機能障害によるもの	【人】	145	144	146	133	149	147
免疫機能障害によるもの	【人】	12	12	11	12	13	14

資料：社会福祉課

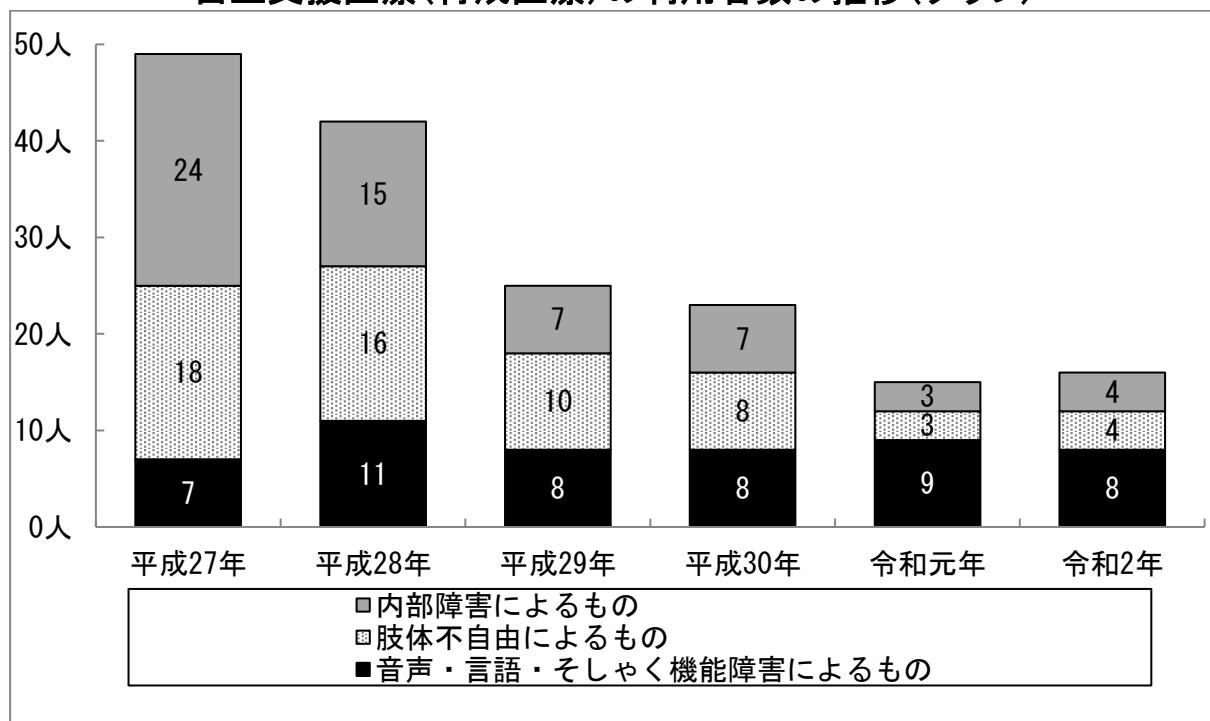
（基準日：各年3月末現在、令和2年度は見込）



②自立支援医療（育成医療）の利用状況

育成医療は、現在身体に障がいがあるか、現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる児童に対して、手術等の治療によりその症状が軽減され、日常生活を容易にできるようになることが認められる場合に、その医療費を助成しています。

自立支援医療(育成医療)の利用者数の推移(グラフ)

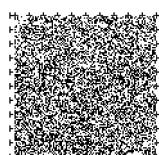


自立支援医療(育成医療)の利用者数の推移(表)

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
合 計	【人】	49	42	25	23	15	16
音声・言語・そしゃく機能障害によるもの	【人】	7	11	8	8	9	8
肢体不自由によるもの	【人】	18	16	10	8	3	4
内部障害によるもの	【人】	24	15	7	7	3	4

資料：社会福祉課

(基準日：各年 3 月末現在、令和 2 年度は見込)

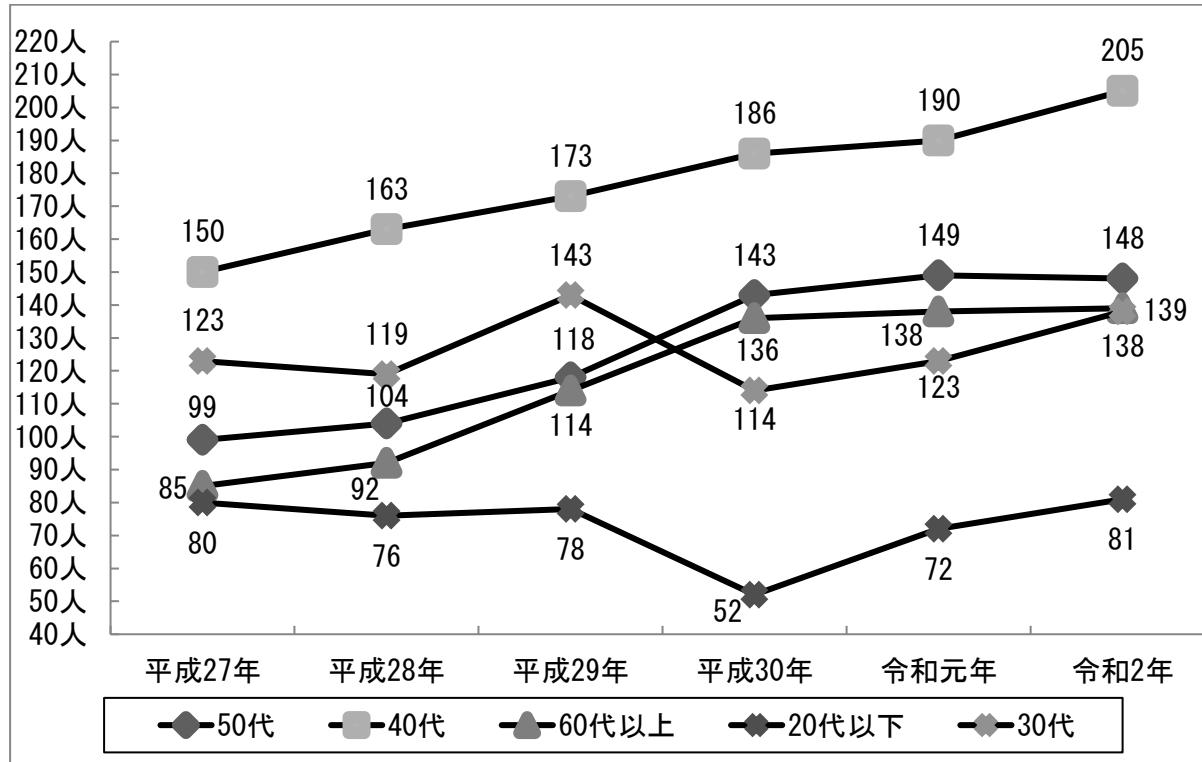


③自立支援医療（精神通院）の利用状況

精神通院医療は、通院による精神疾患の治療が断続的に必要な方に対して、その治療にかかる医療費を助成しています。

「50代、60代以上」は横ばいですが、その他の年代は増加傾向であり、今後も対象者の増加が見込まれます。

自立支援医療（精神通院）の利用者数の推移（グラフ）

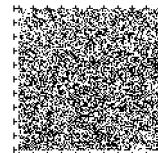


自立支援医療（精神通院）利用者数の推移（表）

	単位	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
合計	【人】	537	554	626	631	672	711
~20 代	【人】	80	76	78	52	72	81
30 代	【人】	123	119	143	114	123	138
40 代	【人】	150	163	173	186	190	205
50 代	【人】	99	104	118	143	149	148
60 代～	【人】	85	92	114	136	138	139

資料：社会福祉課

（基準日：各年 3 月末現在）



2 アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の目的及び回収結果

①調査の目的

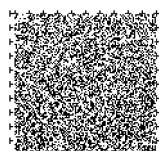
本計画の策定にあたり、下野市の障がいのある方の日常生活の実態や福祉サービスの利用状況、利用意向や意見、要望などを把握し、基礎資料とするため実施しました。

②調査設計及び回収結果

対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、難病患者等福祉手当受給者、障害福祉サービス利用者 1,500 人（無作為抽出） 障がい児通所サービス利用児 300 人（無作為抽出）		
調査方法	調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等） 郵送による配布・回収方法		
調査時期	令和2年6月19日（金）から令和2年7月31日（金）		
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者について ・障がいの状況について ・住まいや暮らしについて ・日中活動や就労について ・障がい福祉サービス等の利用について ・相談及び情報・コミュニケーションについて ・権利擁護について ・災害時の避難等について ・福祉のまちづくりについて ・自由意見 		
回収結果	配布数 障がい者 1,500 通 障がい児 300 通	回収票数 786 通 回収票数 172 通	回収率 52.4% 回収率 57.3%

③アンケート調査結果の見方

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- 設問の選択肢は、表記を省略している場合があります。
- 複数の障がいをもつ回答者も含まれているため、障がい種別の回答結果は全体の回答者数と一致しない場合があります。
- 宛名の本人が直接回答することが難しい場合や、宛名の本人が児童の場合は、家族や介護者、保護者の方が、できるだけ本人の意向を尊重して記入することとしています。



●調査区分（障がい者）

「身体障がい」・・・問5で身体障害者手帳を所持していると答えた方（1級～6級と答えた方）を計上

「知的障がい」・・・問6で療育手帳を所持していると答えた方（A～B2と答えた方）を計上

「精神障がい」・・・問7で精神障害者保健福祉手帳を所持していると答えた方（1級～3級と答えた方）を計上

「難病」・・・・・・問8で医療費助成を受けていると答えた方を計上

(2) アンケート調査結果からみえる本市の特徴

アンケート集計結果（抜粋）

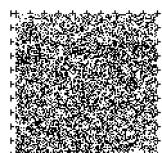
障害の状況に関するここと

◆障がいの重複状況（障がい者）

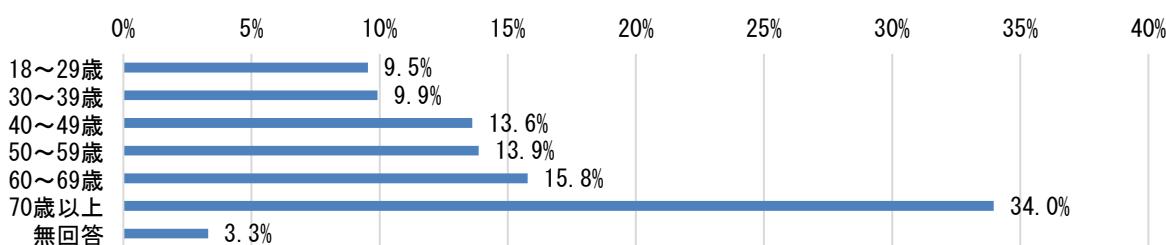
n=786

区分	人数
「身体障害者手帳」	306
「身体障害者手帳」、「療育手帳」	17
「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」	24
「身体障害者手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	63
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」	4
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	6
「身体障害者手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	4
「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	3
「療育手帳」	74
「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」	4
「療育手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	6
「精神障害者保健福祉手帳」	95
「精神障害者保健福祉手帳」、「難病患者等福祉手当受給者」	6
「難病患者等福祉手当受給者」	69

障がい者においては、30.8%の方が何らかの障がいを重複している状況です。

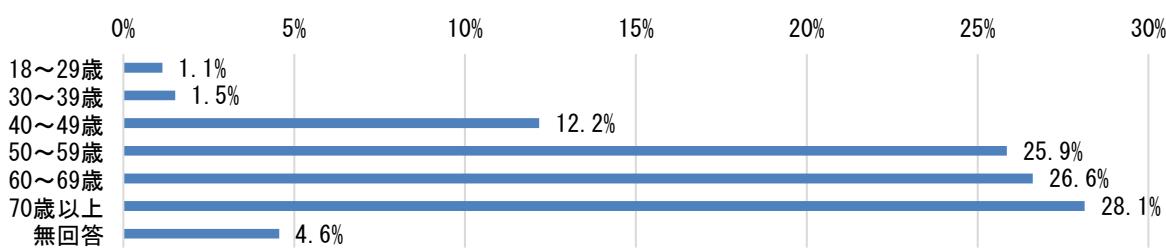


◆年齢（障がい者）



n=786

◆主な介助者（家族・親族）の年齢（障がい者）



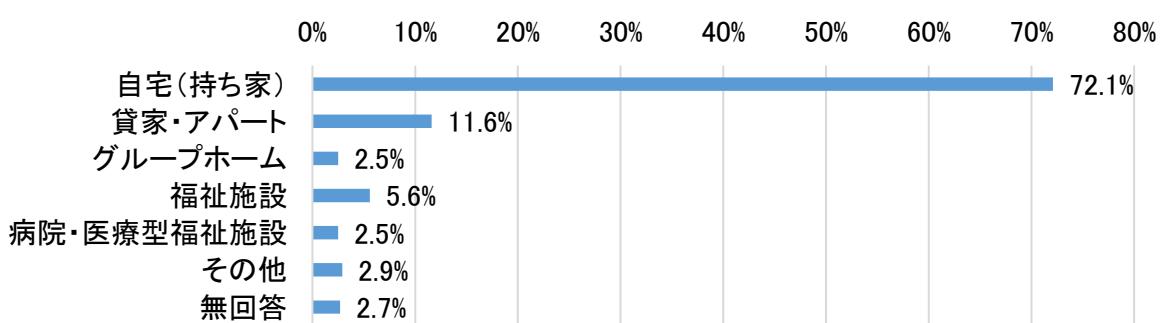
n=263

障がい者においては、自身の年齢について70歳以上と答えた方が最も多く、年齢が高い順に多い状況です。また介助が必要と答えた方のうち、主な介助者が家族・親族であると答えた方について、主な介助者の年齢について「70歳以上」が28.1%で最も高く、次いで「60~69歳」が26.6%、「50~59歳」が25.9%となっています。

障がい者・介助者ともに高年齢化してきている状況です。

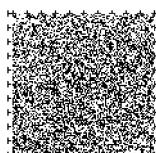
住まいや暮らしに関するこ

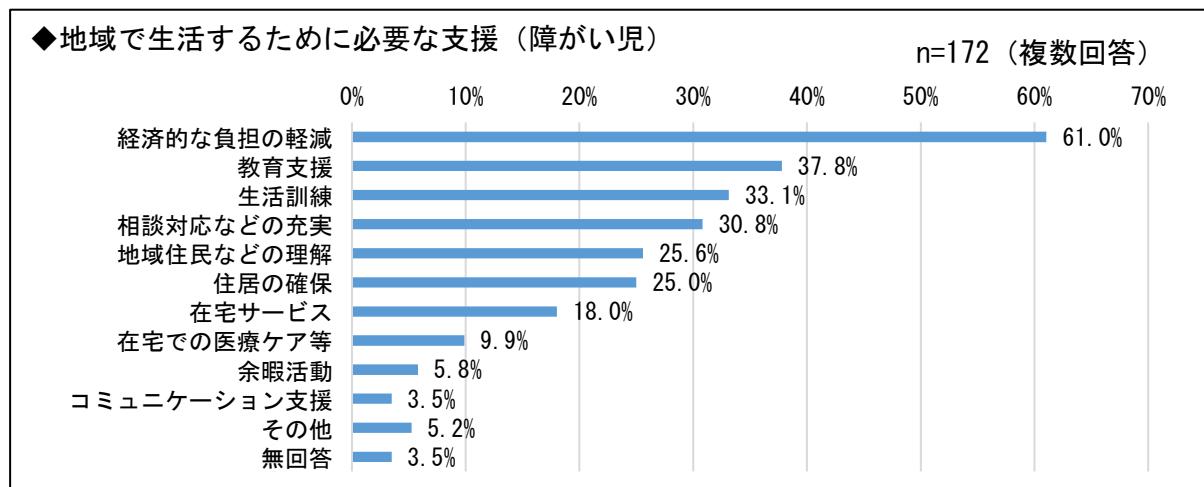
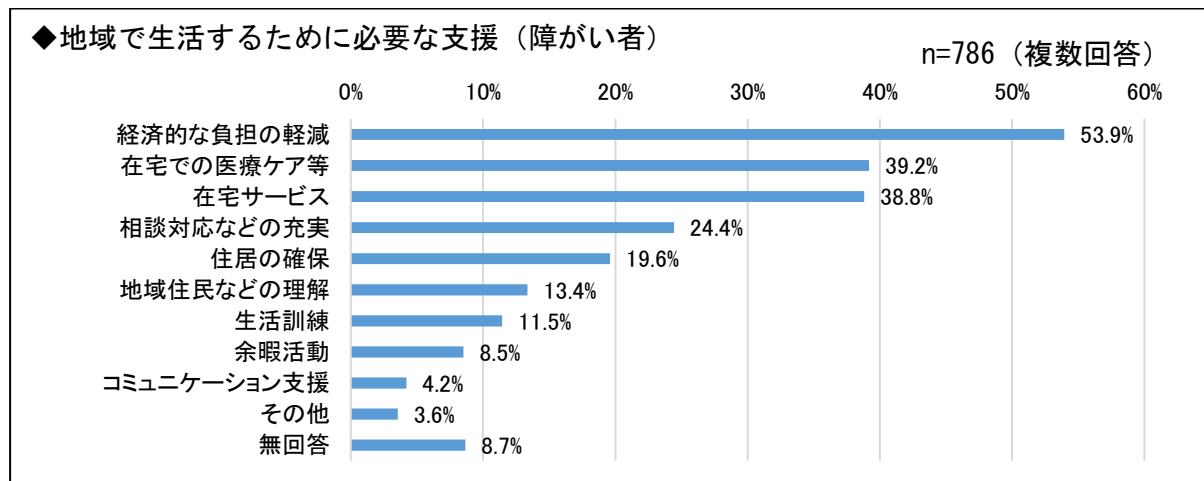
◆5年後どこで生活したいか（障がい者）



n=786

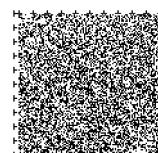
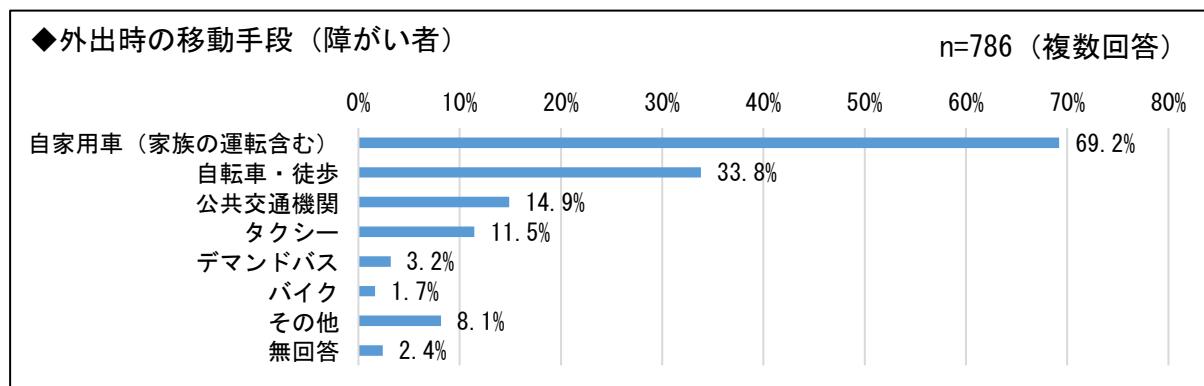
障がい者においては、現在住んでいる自宅にて生活をしたいという希望が7割以上を占めています。

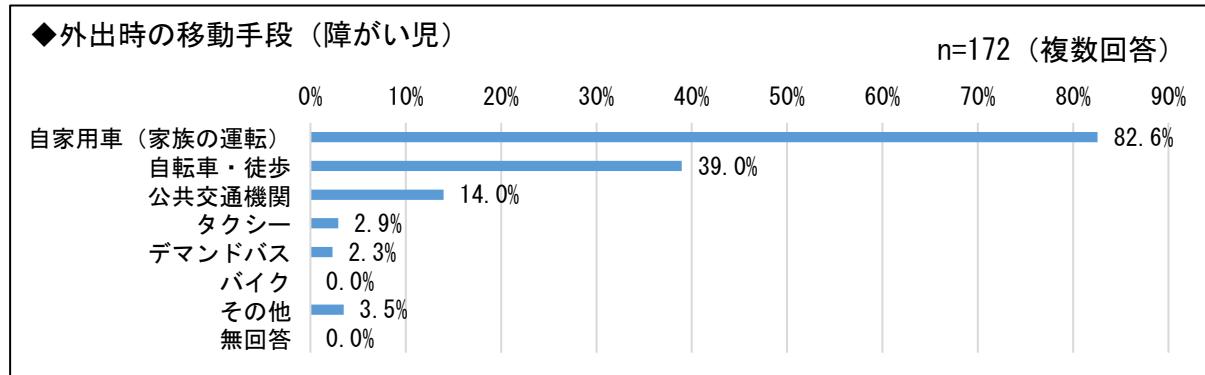




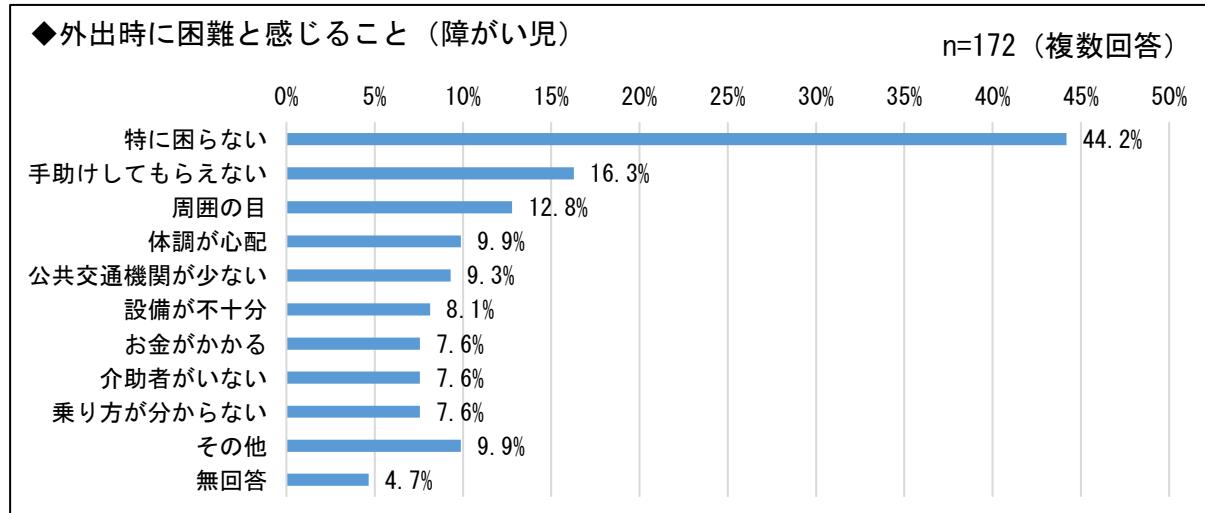
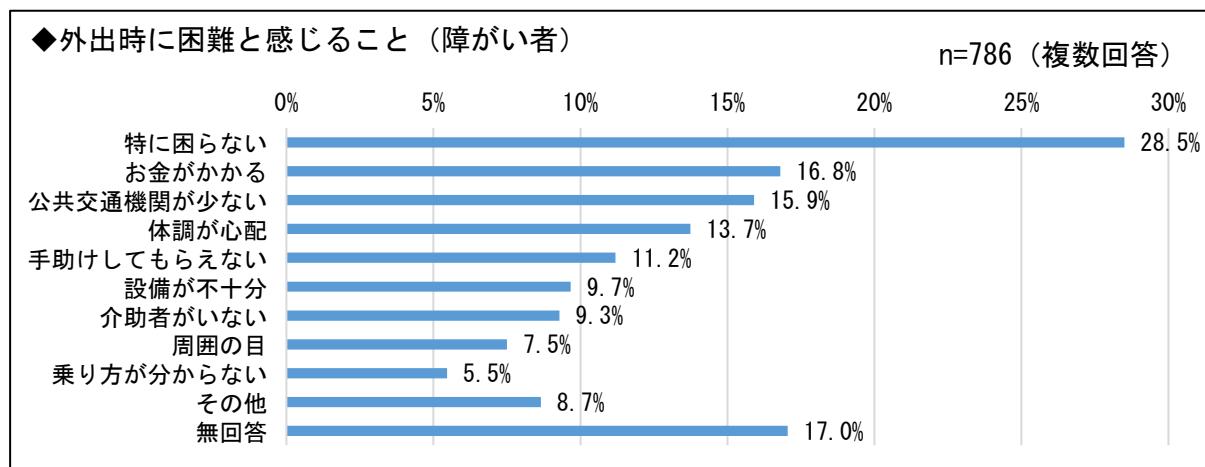
地域での生活を続けるための支援として、経済的な負担の軽減の他、医療・福祉を含めた在宅サービスが必要との意見が多くなっています。

日中活動や就労に関するこ

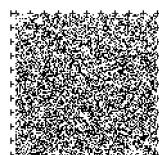




障がい児・者とともに、自家用車もしくは家族による運転で外出していると答えた方が多く占めています。自転車や徒歩、公共交通機関を利用している方は障がい児・者ともに3割程度であり、市で助成している福祉タクシー券や市の事業であるデマンドバスの利用は1割程度となっています。

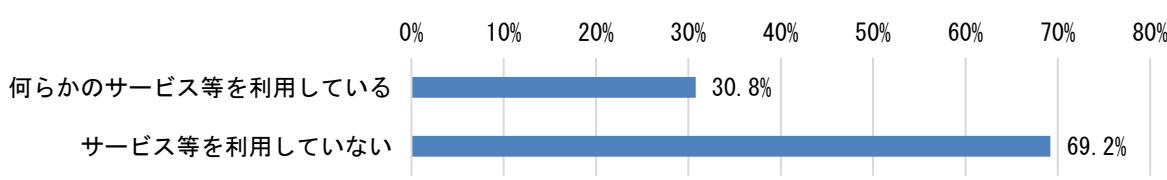


外出が困難な理由は様々ですが、費用負担が大きいこと、公共交通機関が少ないと、困ったときに支援が得られること、周囲の目が気になることなどが挙げられています。

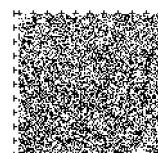
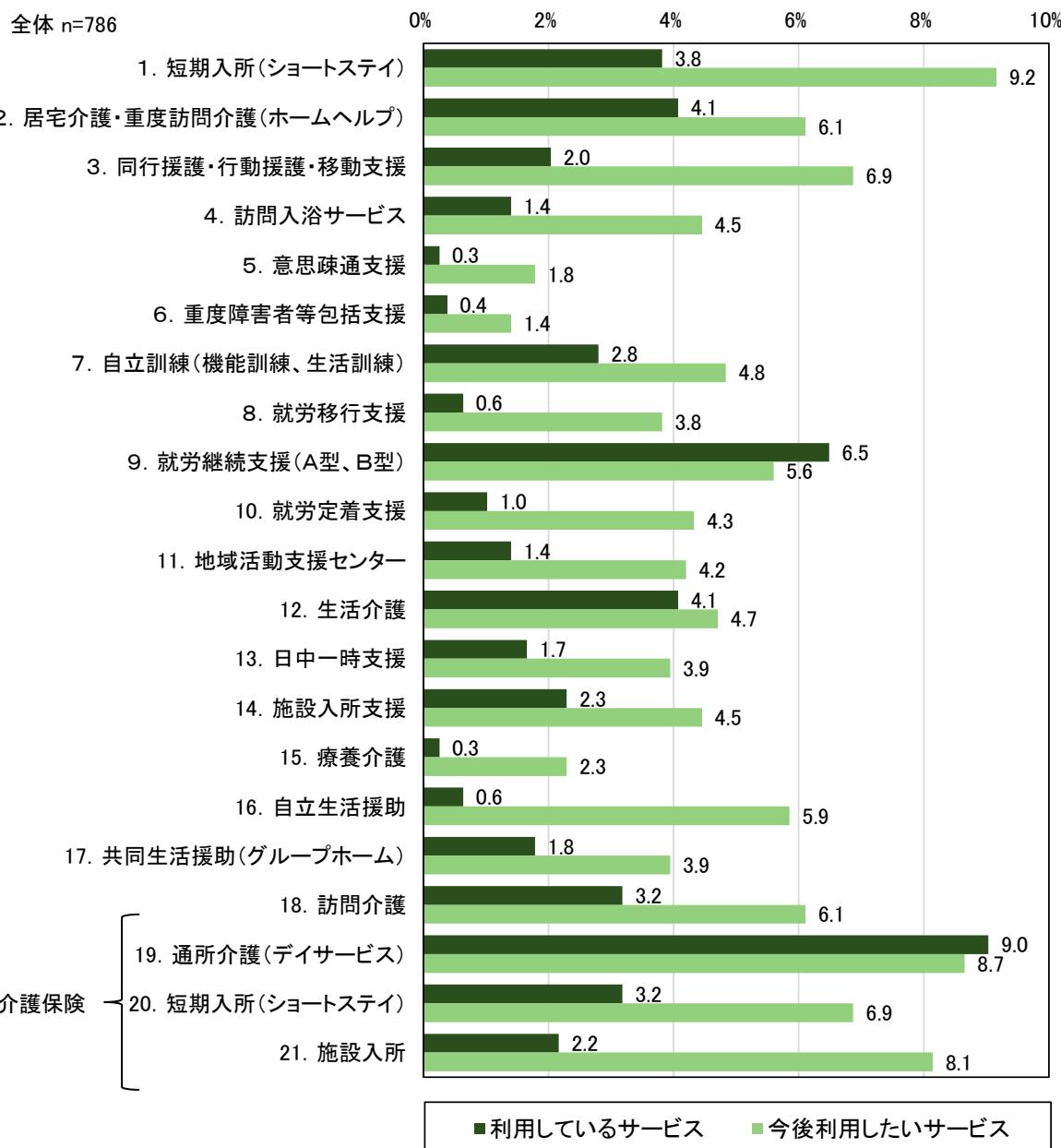


障がい福祉サービス等の利用に関すること

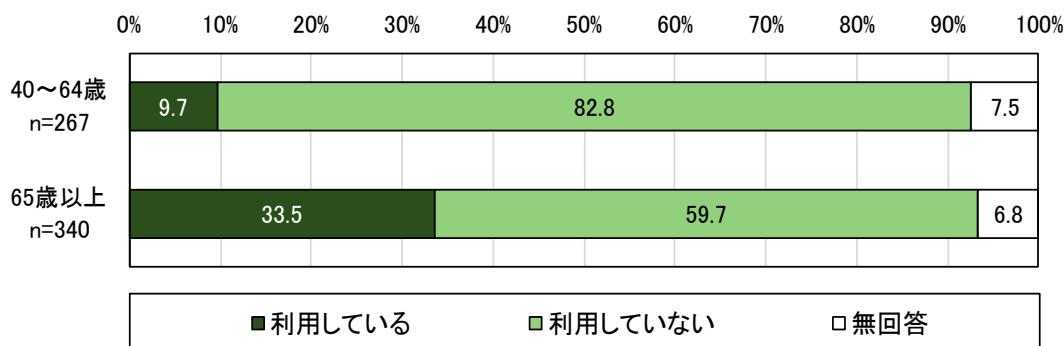
◆障がい福祉サービス等の利用状況（障がい者）



◆障がい福祉サービスの利用状況（障がい者）



◆介護保険によるサービスの利用状況（障がい者）



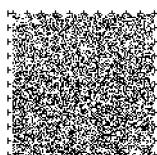
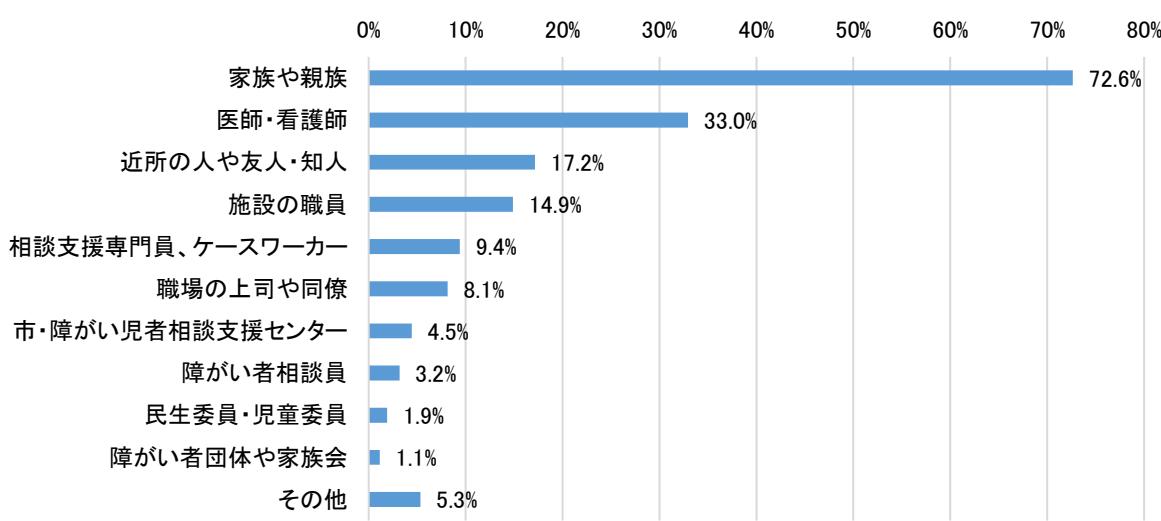
障がい者のうち、30.8%の方が何らかの障がい福祉サービス等を利用しています。また、将来的に利用したいサービスとして、短期入所（ショートステイ）が9.2%で最も高く、次いで通所介護（デイサービス）が8.7%、施設入所が8.1%となっています。

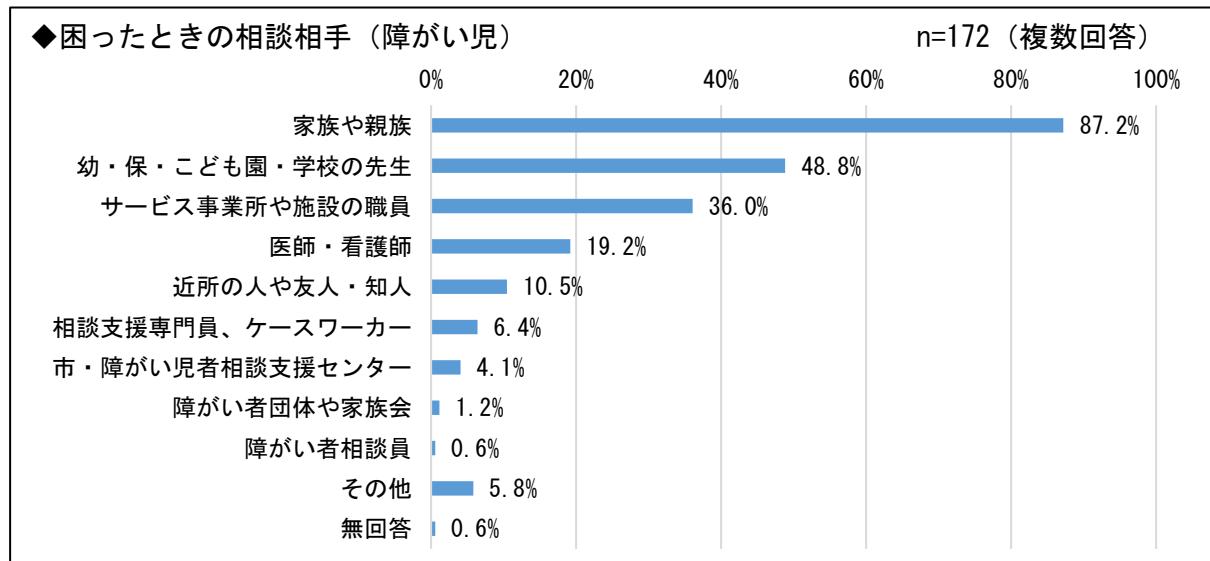
また、障がい者で65歳以上の方のうち、33.5%が介護保険サービスを利用している状況です。

相談及び情報・コミュニケーションに関すること

◆困ったときの相談相手（障がい者）

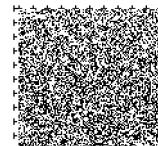
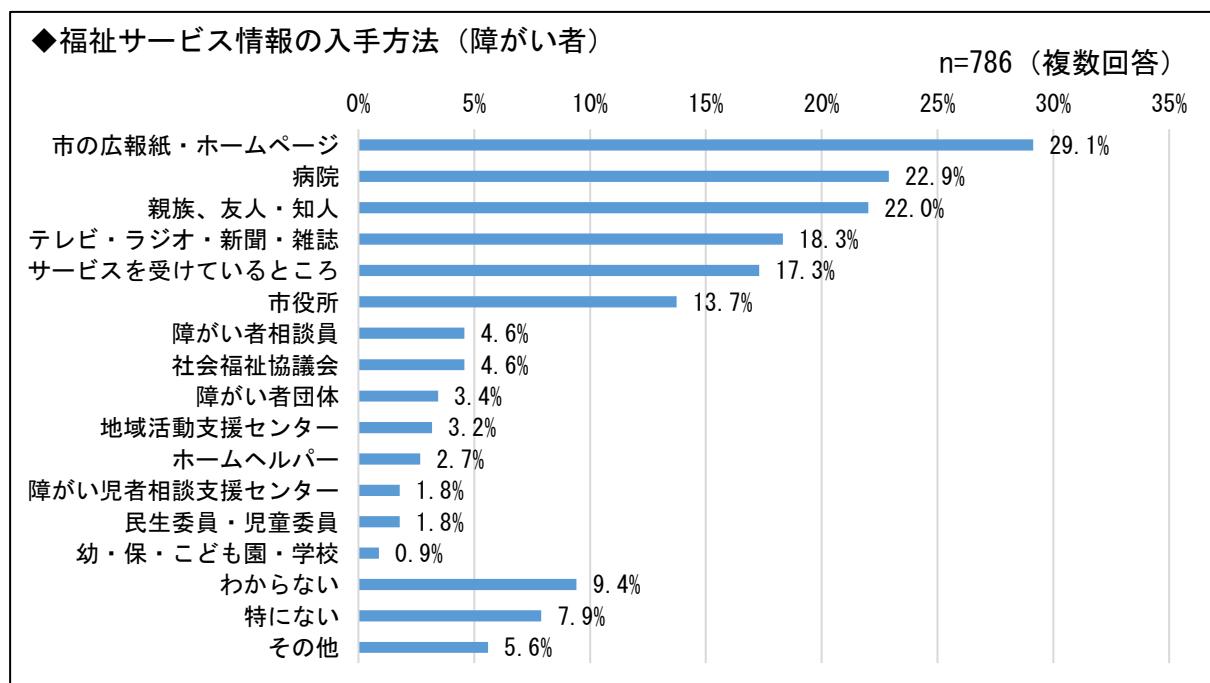
n=786 (複数回答)

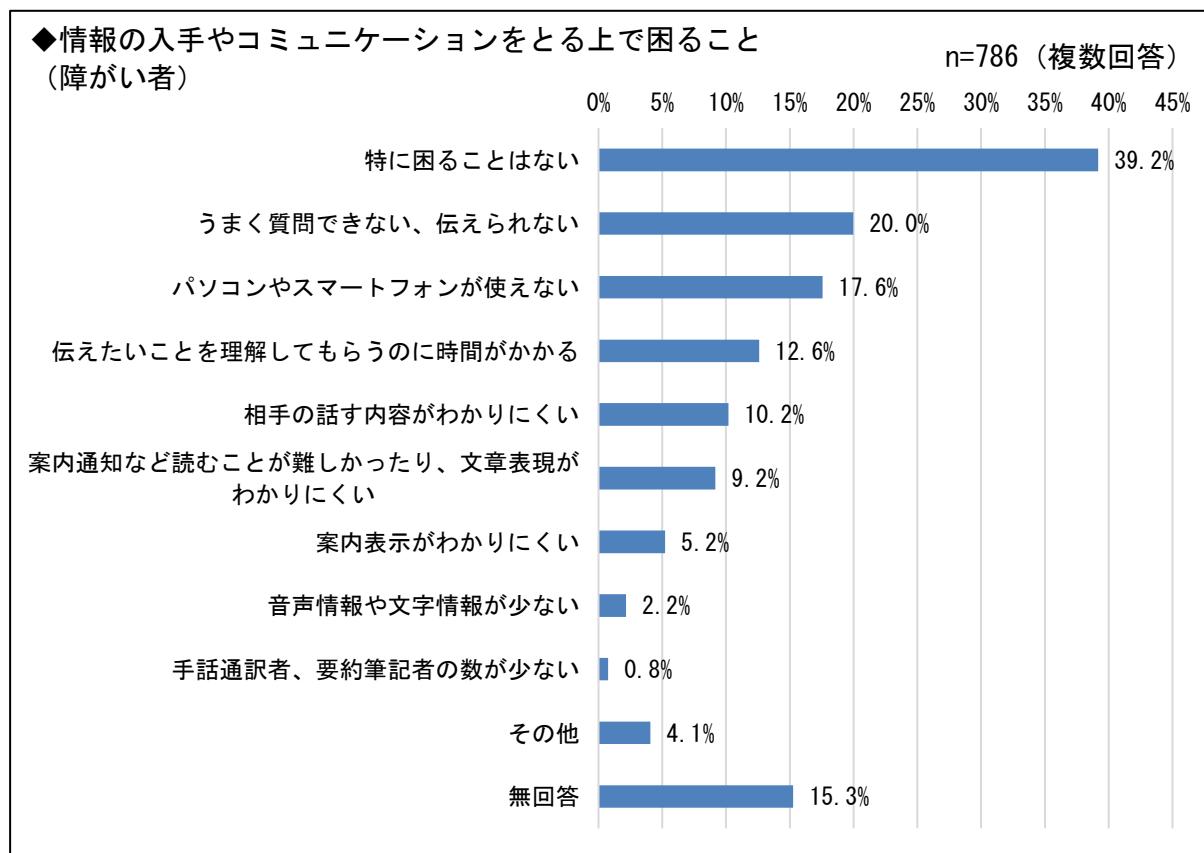
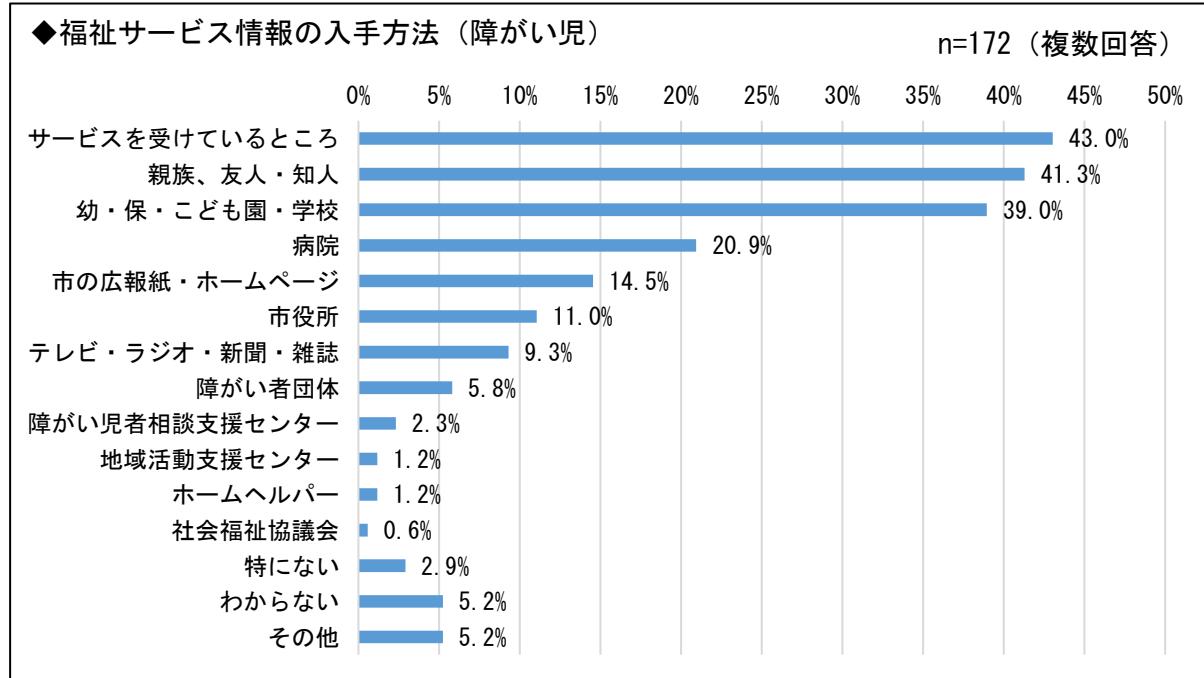




障がい児・者とともに、困ったときの相談先に家族や親族を挙げた方が7割以上となっています。その他の相談先として、障がい者はかかりつけの医師や看護師に相談する割合が高いことに対し、障がい児は身近に接する幼稚園や保育園、学校の先生に相談する割合が高くなっています。

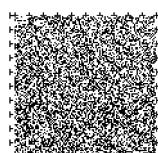
また、下野市障がい児者相談支援センターを相談先とする割合は4%台と低くなっています。





市役所（広報紙・ホームページ含む）や施設、病院、幼稚園・保育園・学校、親族・友人など、情報の入手経路は多岐にわたっています。しかし、どこで入手できるかわからないと回答した方が障がい者で9.4%、障がい児で5.2%となっています。

情報を市役所から入手する割合は障がい者で29.1%、障がい児で14.5%となっていますが、下野市障がい児者相談支援センターから入手していると回答した方は障がい者で1.8%、障がい児で2.3%となっています。

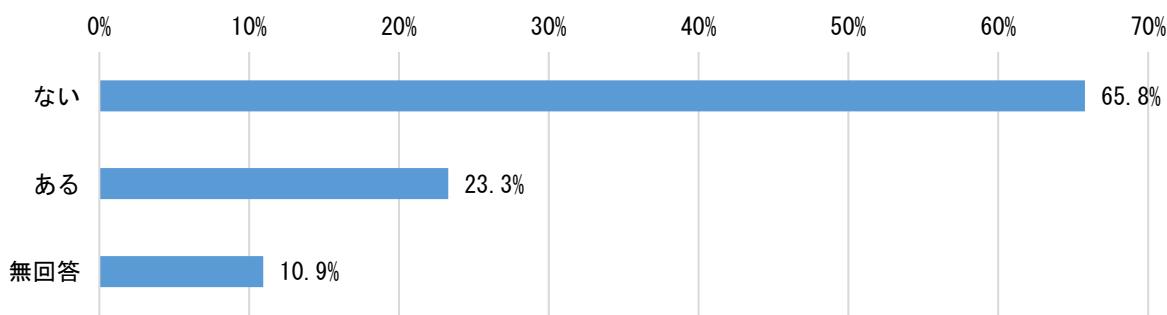


また、情報を入手したり、コミュニケーションをとる上での困りごとについては、全体では「特に困ることはない」が39.2%で最も高く、次いで「うまく質問できない、伝えられない」が20.0%、「パソコンやスマートフォンが使えない」が17.6%となっています。

権利擁護に関するこ

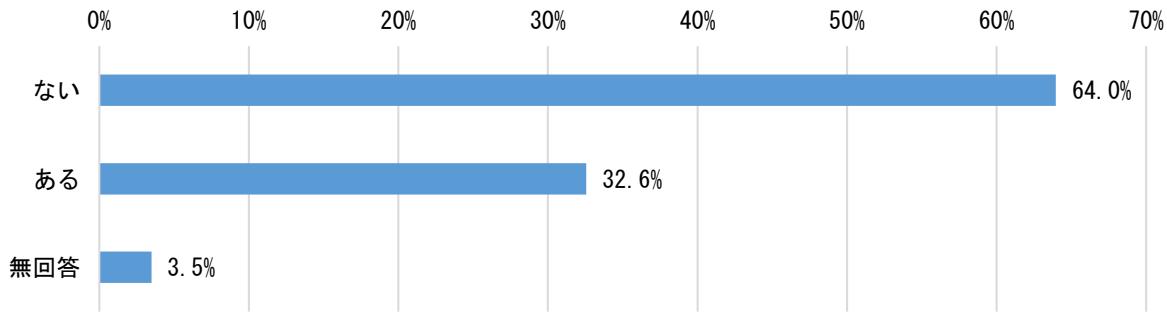
◆差別を受けたことがあるか（障がい者）

n=786



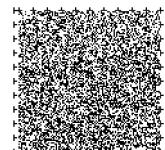
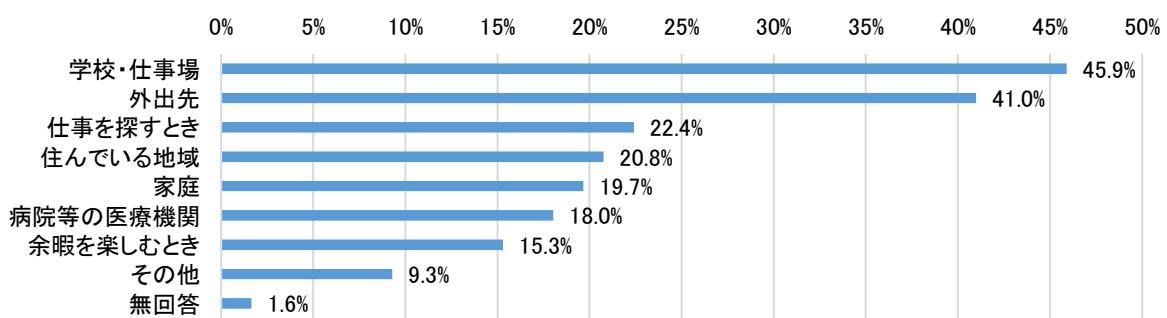
◆差別を受けたことがあるか（障がい児）

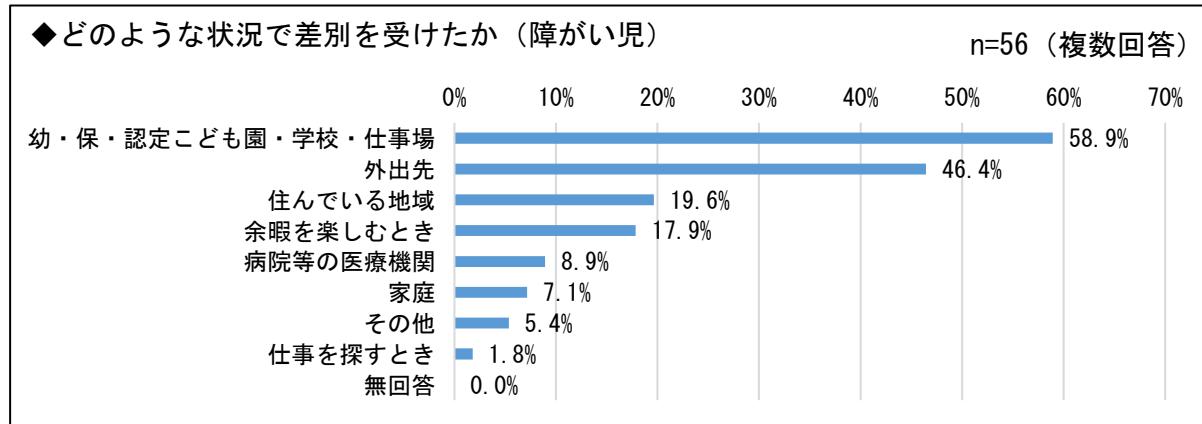
n=172



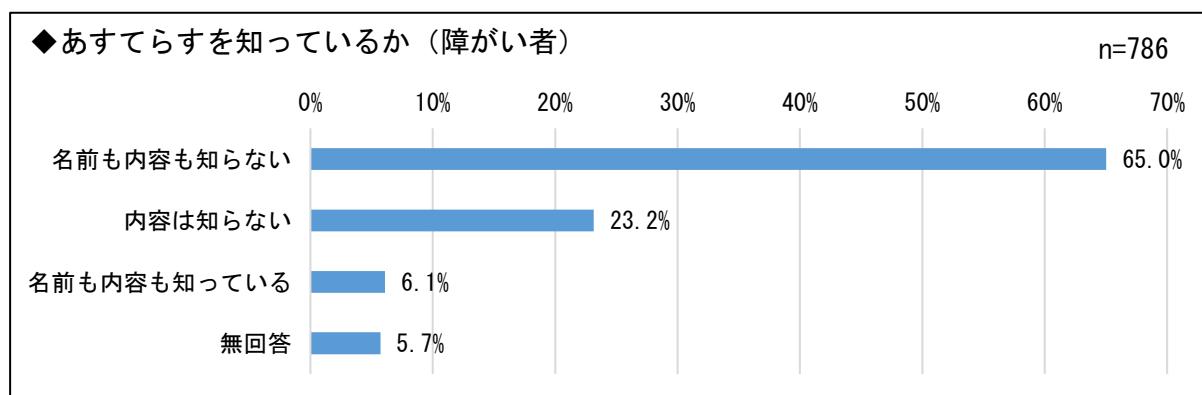
◆どのような状況で差別を受けたか（障がい者）

n=183（複数回答）

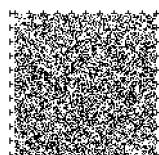
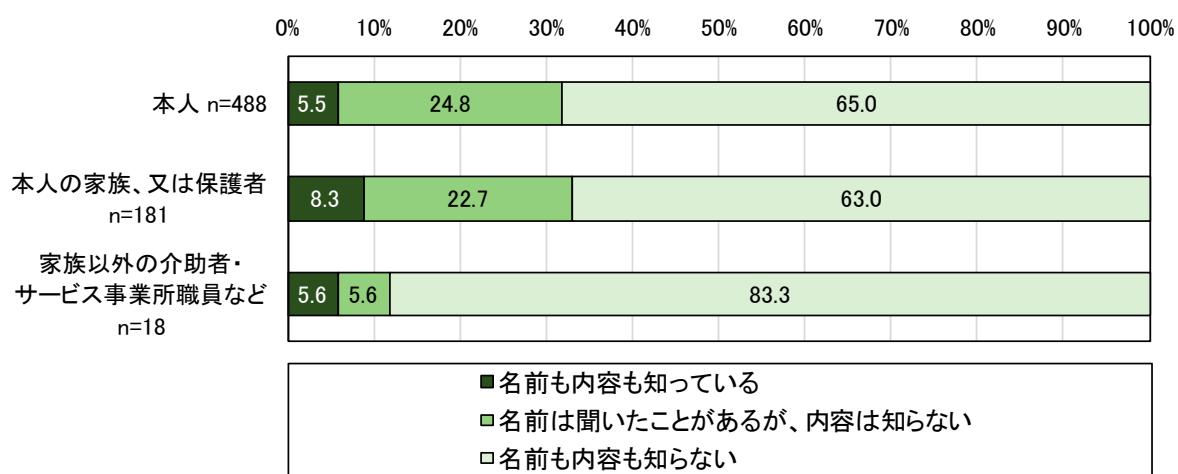


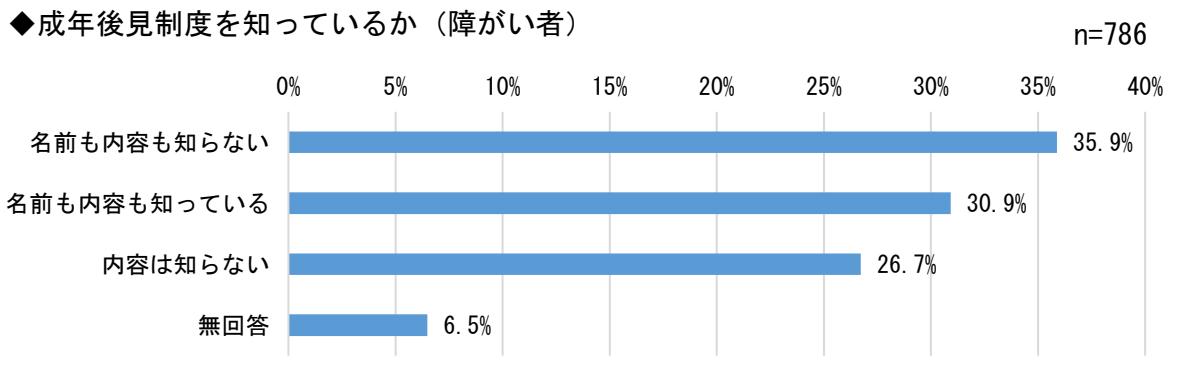


障がい者では、約1割の方が学校や職場、外出先において差別を受けたことがあると回答しています。障がい児では約2割の方が幼稚園や保育園、学校で差別を受けたことがあると回答しています。

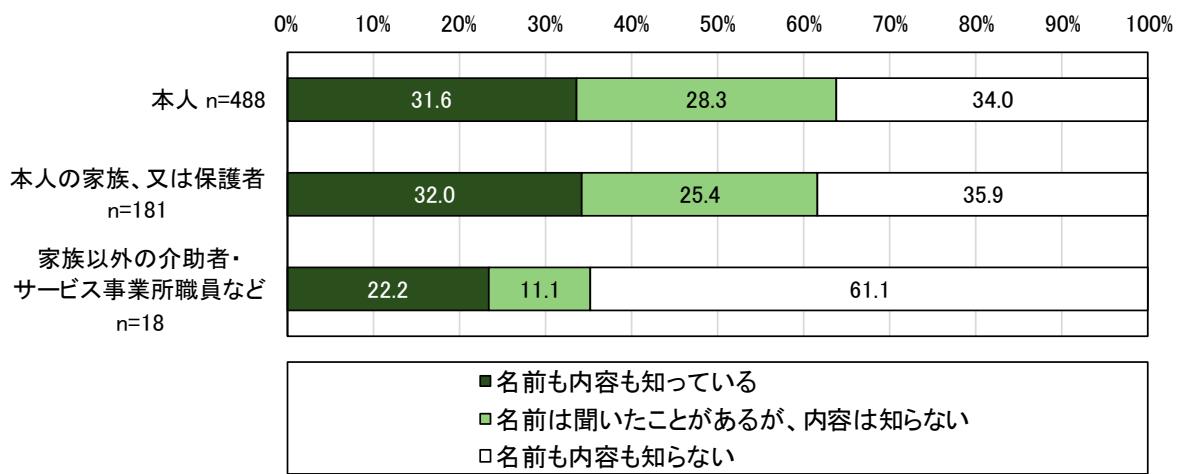


◆あすてらすを知っているか（障がい者）アンケート記入者別クロス集計



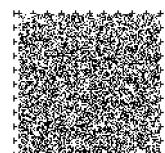


◆成年後見制度を知っているか（障がい者）アンケート記入者別クロス集計

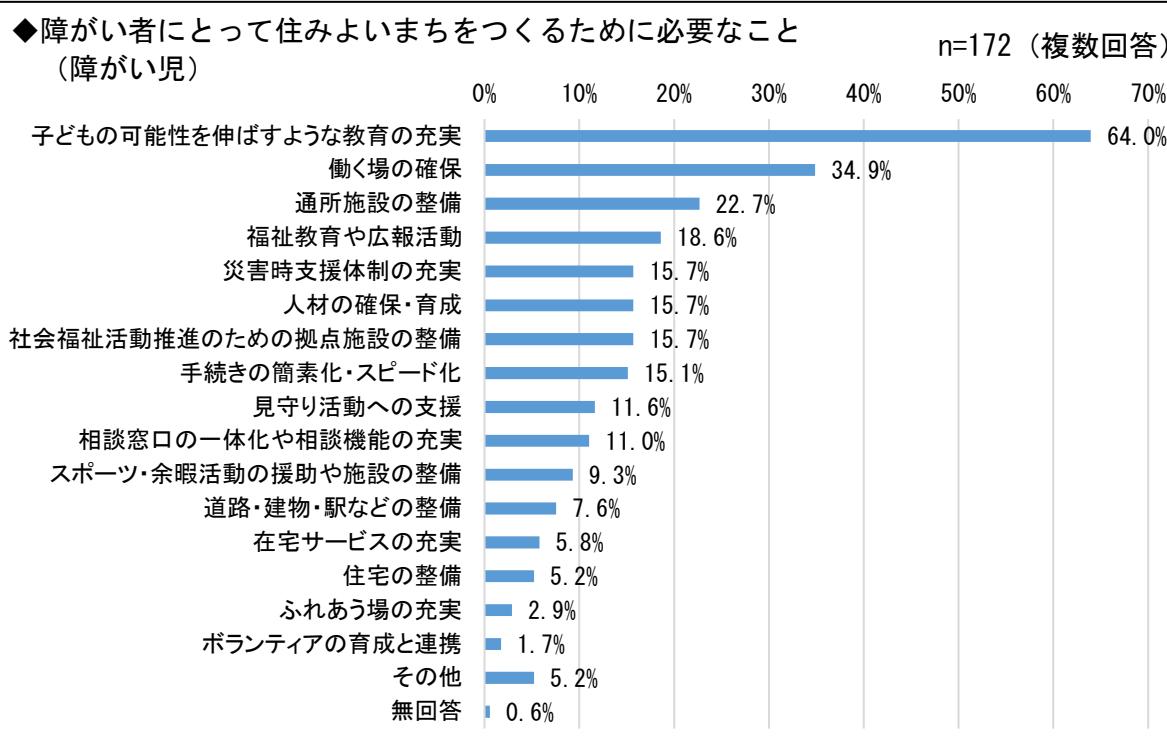
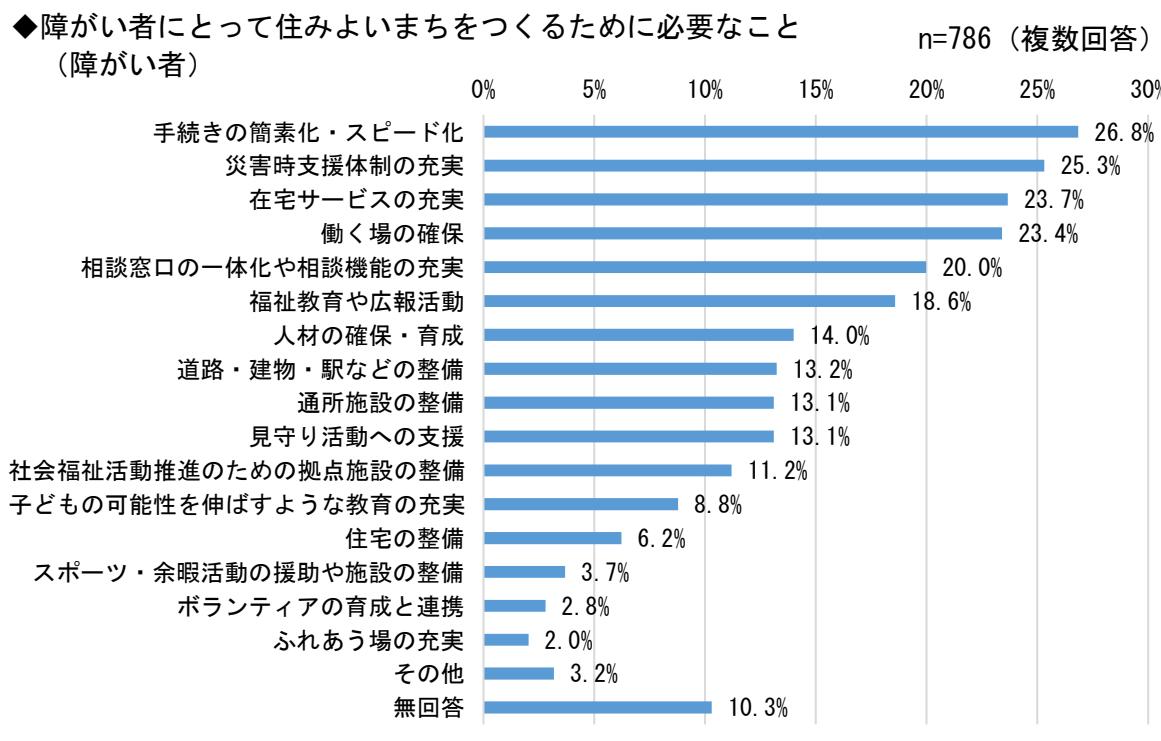


下野市社会福祉協議会が実施している『あすてらす』については 65.0%、成年後見制度については 35.9%の方が制度を知らないという状況です。

あすてらす・成年後見制度の認知率とアンケート記入者のクロス集計の結果をみると、本人や家族よりも、家族以外の介助者・サービス事業所職員などの認知率が低い状況です。

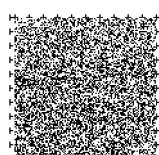


障がい児・者にとって住みよいまちをつくるために必要なことについて



障がい者においては、福祉サービスの手続きの簡素化や災害時の支援体制の充実、働く場の確保と在宅サービスの充実を求める声が上位に挙げられています。

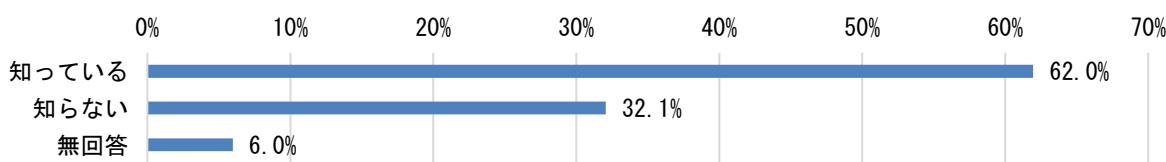
障がい児においては、子どもの可能性を伸ばすような教育や将来働く場の確保、リハビリ・生活訓練施設の整備と、将来の自立を見据えた教育と福祉の充実を求める傾向が強く表れています。



災害時の避難等に関すること

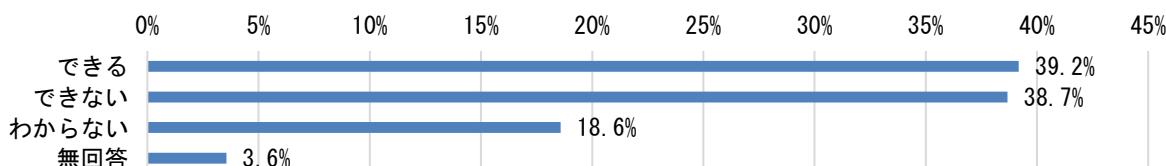
◆自分の住んでいる地域の避難場所を知っているか（障がい者）

n=786



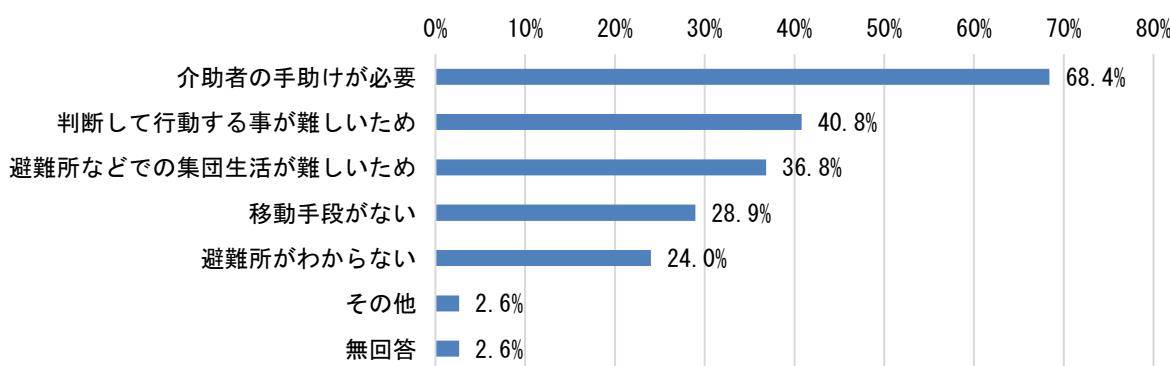
◆一人で避難できるか（障がい者）

n=786

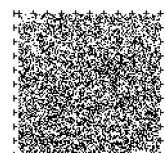


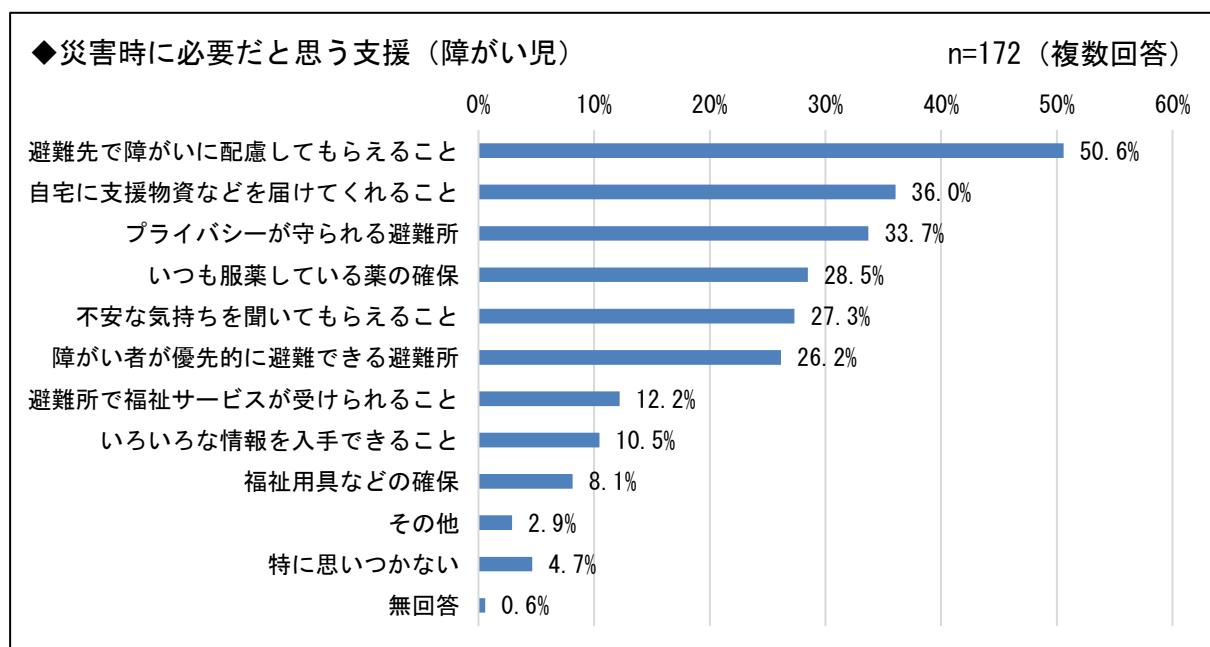
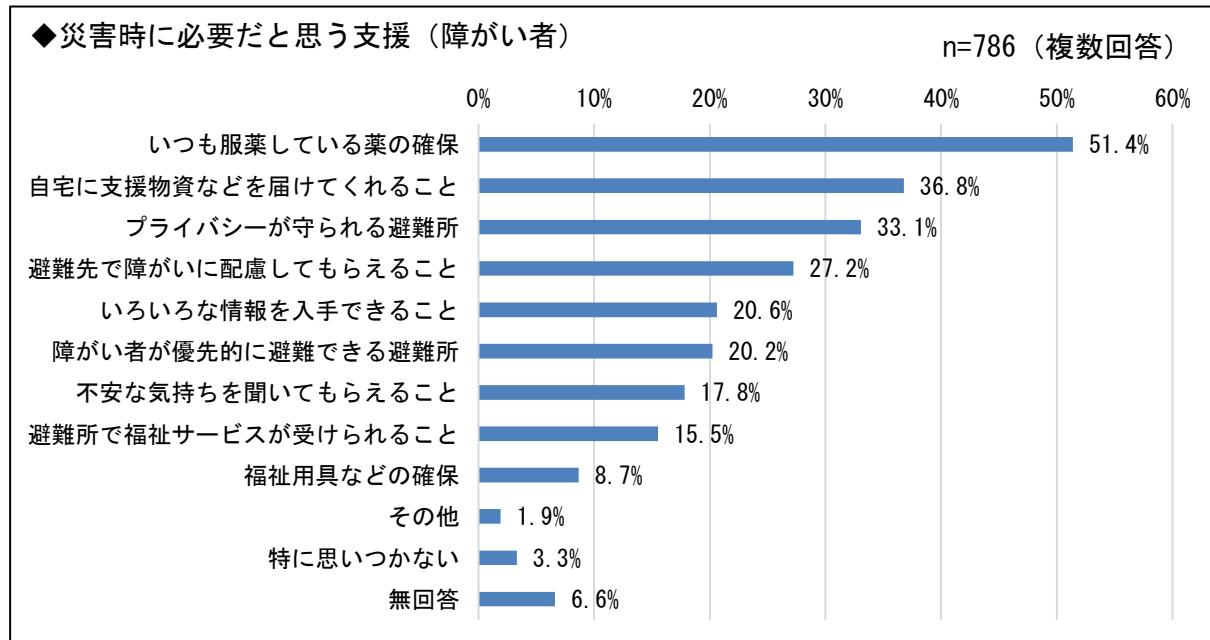
◆一人で避難できない理由（障がい者）

n=304 (複数回答)



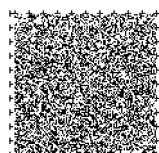
障がい者において、自分の住んでいる地域の避難先を知らないと答えている方が32.1%、一人で避難できない・分からないと答えている方が半数以上となっています。一人で避難できない理由として、介助等の手助けが必要と答えている方が68.4%と一番多い状況です。





障がい者においては、「いつも服用している薬の確保」が51.4%で最も高く、次いで「自宅に支援物資などを届けてくれること（避難できない場合）」が36.8%、「プライバシーが守られる避難所」が33.1%となっています。

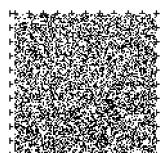
また、障がい児においては、「避難先で障がいに配慮してもらえること」が50.6%で最も高くなっています。次いで「自宅に支援物資などを届けてくれること（避難できない場合）」が36.0%、「プライバシーが守られる避難所」が33.7%となっています。



④アンケート自由意見の概要（主要な意見を集約）

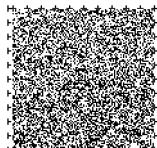
【障がい者】

- ・生活していくうえで、もっと支援があればよい。
- ・市内に肢体不自由児が通える事業所等を増やして欲しい。
- ・車いすの方などが利用しやすいよう道路を整備してほしい。歩道が狭いところがある。
- ・デマンドバスあっての生活だった。ドライバーが忙しくされていたので、ドライバーの健康や心のケアを大切にして欲しい。
- ・デマンドバスが使いにくい。コミュニティバスの路線を増やして欲しい。
- ・グループホームが少ない。就労継続支援 A 型事業所を増やして欲しい。
- ・精神障害、発達障害を受け入れて雇ってくれる職場が少ない。
- ・一般就労事業の情報が欲しい。
- ・青年期からは、理解してくれるサポートや支援員等の支えで生きがいのある生活が送れます。高校卒業後の進路がとても不安です。
- ・障がい者の可能性のある人を早めに見つけ出し自立訓練などに参加できれば良いと思う。その方の親たちも相談できず困っているのではないか。
- ・申請等の手続きを簡素化してほしい。
- ・福祉制度やサービスが、どのような人が利用できるのか分かりやすく知ることができるとよいと思う。
- ・障がい者（弱者）に対して思いやりの気持ちを世の中の人にもってもらいたい。
- ・社会全体が障がい者を理解し、寄り添っていただければうれしいと思う。
- ・難病患者やご家族が交流できる場所が必要だと思う。
- ・発達障害者に配慮した職場や、就労のための市内情報や、近い市町情報を発信して欲しい。
- ・親亡き後が不安である。いつまで子どもの介護ができるか大変不安になります。
- ・足の障害があるため、災害があったらどうしたらよいか、とても不安です。
- ・総合相談窓口のようなものがあれば助かる。
- ・自身の経験を基に、うつ病での働き方のアドバイスに生かす。
- ・1型糖尿病の子どもの支援ボランティアがやりたい。



【障がい児】

- ・学校教育において金銭面での助成をもっと充実して欲しい。
- ・蓄電池購入の補助金が必要である。
- ・車いすの方でも、利用できる施設を作っていただきたい。
- ・グループホームを増やして欲しい。放課後等ディサービスやショートステイの施設も少ない。
- ・生活介護の施設を充実整備して欲しい。
- ・障がい者（特に重度）の施設がほとんどないことに驚きました。
- ・利用できる福祉サービスがはっきりわからない。
- ・介護、援助する家族も、気楽に息抜きできる環境（一時預かりなど）を地域の中心としてできるとよい。
- ・障がい児や障がい者のためのスポーツ教室や習い事、学習塾などがもう少し充実してくれるとありがたい。
- ・避難所では、障がい児がいる家庭だけの場所と、普通の家族の場所を分けて欲しい。
- ・障がいのある人が、精神面でも身体面でも安心して避難できるよう環境を整えていただければと思います。
- ・子どもが小学生になってから相談する機会も減った。親が対応を学べる機会があればありがたいです。
- ・不安な気持ちを聞いてくれる 24 時間無料電話があるとうれしい。
- ・子どもの可能性を伸ばすたくさんの体験を支援して欲しい。
- ・福祉と学校教育課との連携・情報交換をして欲しい。通常学級、通級、支援級に在籍している場合の配慮が足りない。
- ・障がい者のコミュニティがあればよい。
- ・サービス支援や服薬情報など、何か共有できるネットの掲示板があればよいと思う。



⑤障がい児・者支援団体へのアンケート

障がい児・者支援団体から活動状況や現状を把握するためにアンケート調査を実施しました。

【調査概要】

調査団体	いいこみ とちぎ高次脳機能障害友の会 おもちゃの図書館 身体障害者福祉会 すまいるの会 下野市心身障がい児者父母の会 自閉症協会栃木県南地区自閉症児者親の会「いちごの会」	(財)日本ダウン症協会栃木支部つくしの会 精神保健福祉家族会 やしお会 下野市地域自立支援協議会 栃木県重症心身障害児（者）を守る会 わかばクラブ
手法	郵送による配布・郵送による回収	
回収状況	配布 12 団体、回収数 10 団体	回収率 83.3%
調査時期	令和 2 年 7 月	
調査項目	・団体活動について ・障がいのある方を取り巻く環境について ・障がいのある方の社会活動について ・自由意見	

【結果の概要】

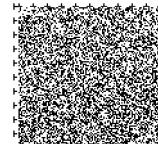
団体の活動について

<課題・問題>

- ・人材の確保（会員の高齢化、新規会員の加入を促進したいが人材が把握できない、次の世代への引継ぎ、行事等でボランティアの確保が必要）
- ・活動資金の確保（会員のほとんどが高齢者で事務能力、その他活動が活発といえない、収益を上げることができる仕事を確保することが難しい）
- ・個人情報に配慮した対象者把握
- ・障がい児者の支援の預かり等の施設ができているので、障がい児者の参加が少ない

<活動を行う上での行政に望む支援>

- ・活動場所の提供
- ・対象者の情報
- ・活動資金の助成
- ・他団体との連携・交流支援
- ・活動に係る情報の提供（活動していることを周知する機会が欲しい、支援する活動の情報発信が少ない）



障がいがある方を取り巻く環境について

<ボランティア活動の充実について>

- ・ボランティア活動は充実していないと感じる。障害によっては理解が難しく、ボランティア活動と結びつきにくい。ボランティア活動をする楽しみや生きがいを感じたり、教育に組み込むなど工夫をしないと定着しないのでは
- ・公共施設を利用するときの手助けや気配りが足りないと感じる

<地域住民の障がいに対する理解や差別解消は進んでいるか>

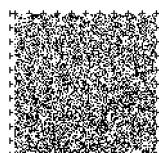
- ・公共交通機関等一般の人と同じように利用する様々な場所へは、行きづらい状況は続いている
- ・福祉サービスなどの受け皿や、一部の公共交通機関や店舗では障がいに対する理解が進んできているが、一人ひとりの地域住民の意識については進んでいないと感じる
- ・学校教育の場でもっと福祉について学んでいくべき

<問題点・不安>

- ・障がい者の高齢化
- ・青年期以降の支援が充実しておらず、就労やグループホームなど自立するための支援が少ない
- ・高次脳機能障害については、社会の理解が不足している
- ・親亡き後の問題
- ・災害時の対応

<必要と思うこと>

- ・障がいをもつ高齢者の受け皿となる福祉サービス、おでかけ号等の移動手段の充実
- ・グループホームなどの入所施設を増やすこと
- ・支援者が理解を深め、十分な情報交換と共有を図ること
- ・親亡きあと子どもたちがどうなっていくのか調査して欲しい
- ・障害者手帳を取得できない発達障害に対する支援を広げて欲しい
- ・地域で生きてゆくために福祉施設等とのコーディネートできる人材の育成
- ・日々の生活を過ごせるよう行政や相談支援センターの協力が必要
- ・災害時対応のシミュレーション



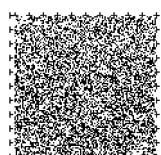
障がいのある方の社会活動について

<問題点・不安>

- ・対人恐怖や被害者意識が強い為に地域活動等に参加するのは難しい
- ・それぞれの言動の端々に差別意識が表出し、障害者の心を傷つけ、社会参加を阻んでいる
- ・親亡きあとを考えると不安
- ・保護者が高齢になると社会活動に参加できず引きこもりになる
- ・地域住民の障害者に対する理解

<解決するために>

- ・一般の行事を企画する団体に、バリアフリーのチェックリストのようなものを配布し、参加しやすい体制を作る
- ・歩道の段差、街路樹、公共施設内の段差、トイレ、交通機関利用の際の利便性等の身近なことから対策。次に相談体制の充実、福祉教育の恒常化と内容の精査
- ・障がいのある方の地域活動への参加について周知が必要
- ・移動支援や受け入れ可能な施設や事業所を見つけてあげる必要がある
- ・交流の場の確保

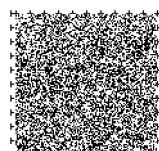


3 障がい福祉サービスの提供状況

障がい福祉サービス及び障がい児通所サービスの実績については次のとおりです。

(1) 障がい福祉サービス

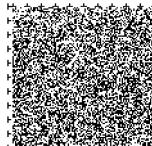
サービス種別	単 位		平成 30 年度 (実 績)	令和元年度 (実 績)	令和 2 年度 (見込み)
訪問系サービス合計	利用時間	【時間/月】	1,475	1,517	1,855
	利用者数	【人/月】	93	93	95
居宅介護	利用時間	【時間/月】	1,317	1,375	1,484
	利用者数	【人/月】	84	82	85
重度訪問介護	利用時間	【時間/月】	0	0	220
	利用者数	【人/月】	0	0	1
同行援護 (視覚障がい者)	利用時間	【時間/月】	26	12	19
	利用者数	【人/月】	2	4	4
行動援護	利用時間	【時間/月】	132	131	132
	利用者数	【人/月】	7	7	7
重度障害者等 包括支援	利用時間	【時間/月】	0	0	0
	利用者数	【人/月】	0	0	0
生活介護	利用日数	【日/月】	2,492	2,682	2,819
	利用者数	【人/月】	127	137	147
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	【日/月】	6	8	8
	利用者数	【人/月】	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	【日/月】	47	14	30
	利用者数	【人/月】	3	1	2
宿泊型自立訓練	利用日数	【日/月】	39	39	39
	利用者数	【人/月】	1	1	1
就労移行支援	利用日数	【日/月】	89	98	98
	利用者数	【人/月】	5	6	6
就労継続支援A型	利用日数	【日/月】	603	691	741
	利用者数	【人/月】	30	36	39
就労継続支援B型	利用日数	【日/月】	1,945	1,985	1,991
	利用者数	【人/月】	106	110	113
療養介護	利用者数	【人/月】	7	7	7



サービス種別	単 位		平成 30 年度 (実 績)	令和元年度 (実 績)	令和 2 年度 (見込み)
短期入所 (福祉型)	利用日数	【日/月】	55	72	78
	利用者数	【人/月】	11	12	13
短期入所 (医療型)	利用日数	【日/月】	11	13	13
	利用者数	【人/月】	3	2	3
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	【人/月】	49	49	51
施設入所支援	利用者数	【人/月】	61	62	63
計画相談支援	利用者数	【人/月】	72	82	96
地域移行支援	利用者数	【人/月】	1	2	3
地域定着支援	利用者数	【人/月】	1	1	1

(2) 地域生活支援事業

サービス種別	単 位		平成 30 年度 (実 績)	令和元年度 (実 績)	令和 2 年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無		有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無		有	有	有
障害者相談支援事業	実施箇所数	【箇所】	1	1	1
基幹相談支援センターの設置の有無	設置の有無		有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無		有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無		無	無	無
成年後見制度利用支援事業	利用者数	【人/年】	2	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無		無	無	有
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	【件/年】	127	79	90
手話通訳者設置事業	設置者数	【人/年】	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数	【人/年】	2	0	5
日常生活用具合計	件数	【件/年】	1,155	1,109	1,164
介護・訓練等支援用具	件数	【件/年】	3	2	3
自立生活支援用具	件数	【件/年】	7	9	10
在宅療養等支援用具	件数	【件/年】	3	1	4
情報・意思疎通支援用具	件数	【件/年】	5	8	5
排せつ管理支援用具	件数	【件/年】	1,135	1,084	1,139
居宅生活動作補助用具	件数	【件/年】	2	5	3



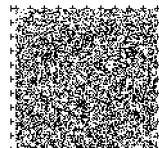
サービス種別	単 位		平成 30 年度 (実 績)	令和元年度 (実 績)	令和 2 年度 (見込み)
移動支援事業	利用者数	【人/年】	36	36	38
	利用時間	【時間/年】	1,254	1,270	1,419
地域活動支援センター 機能強化事業 (地域活動支援センターⅡ型)	実施箇所	【箇所】	1	1	1
	利用者数	【人/年】	28	28	28
訪問入浴サービス	実施箇所	【箇所】	1	1	1
	利用者数	【人/年】	2	2	3
日中一時支援事業	実施箇所	【箇所】	18	18	18
	利用者数	【人/年】	52	46	50
自動車運転免許 取得費助成	実施件数	【件/年】	0	0	1
自動車改造費助成	実施件数	【件/年】	0	1	1

(3) 障がい児通所サービス

サービス種別	単 位		平成 30 年度 (実 績)	令和元年度 (実 績)	令和 2 年度 (見込み)
児童発達支援	利用日数	【日/月】	347	373	400
	利用者数	【人/月】	89	86	100
医療型児童発達支援	利用日数	【日/月】	0	0	0
	利用者数	【人/月】	0	0	0
放課後等デイサービス	利用日数	【日/月】	1,133	1,397	1,500
	利用者数	【人/月】	111	141	150
保育所等訪問支援	利用日数	【日/月】	0	0	1
	利用者数	【人/月】	0	0	1
障がい児相談支援	利用者数	【人/月】	30	32	34

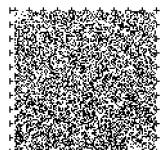
(4) その他の障がい福祉サービス

サービス種別	単 位		平成 30 年度 (実 績)	令和元年度 (実 績)	令和 2 年度 (見込み)
重度心身障害者 医療費助成	助成額	【千円】	75,478	68,449	65,770
	登録者数	【人/年】	927	1,031	1,031
福祉タクシー券交付	助成額	【千円】	6,091	6,406	7,285
	交付者数	【人/年】	472	543	550
難病患者等福祉手当合計	支給者数	【人/年】	421	427	431
特定疾患	支給者数	【人/年】	360	367	370
小児慢性特定疾患	支給者数	【人/年】	61	60	61

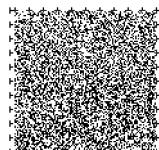


4 第5期障がい者福祉計画の主な施策の評価について

	<p>評 価</p> <p>令和元年度から障がい者相談支援センターに基幹型の機能を加えた「下野市障がい児者相談支援センター」を設置し、障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりに取り組み、相談支援体制の充実に向け課題の共有や解決策の協議・実施に努めました。</p> <p>令和2年度から緊急時の受け入れ先として、地域生活支援拠点等事業整備を行いました。</p> <p>また、令和2年度に下野市社会福祉協議会に権利擁護センター機能をもった組織を設置し、中核機関設置に向け、体制整備を図りました。</p> <p>今後は、「下野市障がい児者相談支援センター」を活用し、総合的・専門的な相談支援体制を構築し、地域の相談支援事業所との連携強化に取り組む必要があります。また、地域生活の場であるグループホームの誘致を推進していく必要があります。</p>
<p>2. 障がい児 支援体制の充実</p>	<p>評 価</p> <p>医療的ケア児が適切な支援を受けるための課題整理と連携強化を図るため、下野市地域自立支援協議会の部会内に協議の場を設置しました。</p> <p>こばと園を中心とする療育機関や市内の保育所・幼稚園、教育委員会等と連絡調整する機会を設け、支援体制の構築を図りました。</p> <p>また、発達障がい児の理解促進のため、市民、市内保育所・幼稚園・療育機関等の職員を対象に、研修会を実施しました。</p> <p>さらに、特別支援学校の生徒には教職員と社会福祉課の保健師が連携し、卒業後の進路支援を行っています。</p> <p>今後は、保健・医療・福祉・教育の連携により、切れ目のない支援を受け続けることができる体制づくりに努めるとともに、医療的ケア児についても、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、「医療的ケア児の協議の場」を活用し、医療的ケア児のニーズを把握し障がい児支援体制の充実を図る必要があります。</p>



	<p>評 価</p> <p>就職を希望する障がい者が就労し自立した生活を営むことができるよう、障害者職業センター・就労移行支援事業所等と連携し、障がい者の就労や定着支援に努めました。</p> <p>また、障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援事業所に通所する障がい者の工賃向上に繋がるよう、優先調達に努めました。</p> <p>障がい者が地域の活動、文化・スポーツ活動等に積極的に参加できるよう、各種行事やイベント等の環境づくりや情報周知に努めました。</p> <p>また、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣事業等を実施し、意思疎通支援による社会参加の促進に努めました。</p> <p>今後も障がいのある方の就労支援体制の充実を図るため、関係課・機関等と連携して事業を進める必要があります。</p> <p>また市内の障がい児・者支援団体の活動を周知するための支援に努めるとともに、地域において障がいのある人もない人も相互に理解し、様々な交流を経て社会参加が進むよう努めることも重要です。</p>
<p>3. 社会参加の支援</p> <p>4. 協働によるまちづくりの推進</p>	<p>評 価</p> <p>障がい者の雇用事例や就労支援事例を広報紙に掲載するほか、福祉フェスタや障がい者週間において事例掲示等を行い、また、企業向けの理解促進のための講座を開催するなど、障がい者雇用の理解促進に努めました。</p> <p>福祉に対する意識の醸成を図るため、民生委員・児童委員の定例会において勉強会を行い、また、各小学校においては福祉をテーマにした授業を行いました。</p> <p>障害者差別解消法に基づき、障がいの理解に関する講演会の実施や、ヘルプマーク・カードの導入等により、障がいに対する理解促進に努めました。</p> <p>今後も障がいや障がい者に対する理解を深めるために、地域、行政、市民、関係機関等が協働し支えあう地域福祉を推進する必要があります。</p> <p>また、災害時における避難体制の充実を図るとともに、福祉避難所として障がい福祉施設との協定を推進することと、障がいのある方が安心して避難できる環境整備が必要です。</p>



5 下野市地域自立支援協議会から出た意見

(1) 就労部会

- ①市内の就労に関する移動手段（交通の便がない）の再確認。
- ②企業と就労を希望する障がい者に距離があるため、部会のメンバーに企業の組合代表を入れ企業との連携を強化していく必要がある。
- ③障がい者の雇用促進、協議会の就労部会との連携等に関する内容を広報紙に掲載を検討。
- ④障がい者や企業、市民などに就労関係に関する講演会を立案・検討・周知し、生活の一部として就労を捉え、体調に支障をきたさないよう働くことができるようにしていく必要がある。

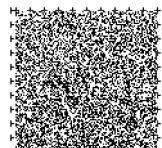
(2) こども部会

- ①軽度発達障がい児の学童保育室利用について検討するため、市内の学童保育室の現状の確認と、軽度発達障がい児を受け入れている学童保育室を見学し、現場を見た上で議論を深める必要がある。
- ②支援を必要とする方が必要な支援を受けられるよう、関係機関と学校教育サポートセンターとの連携を図る必要がある。
- ③関係機関との情報共有・連携についての意見交換を実施。

(3) 相談支援部会

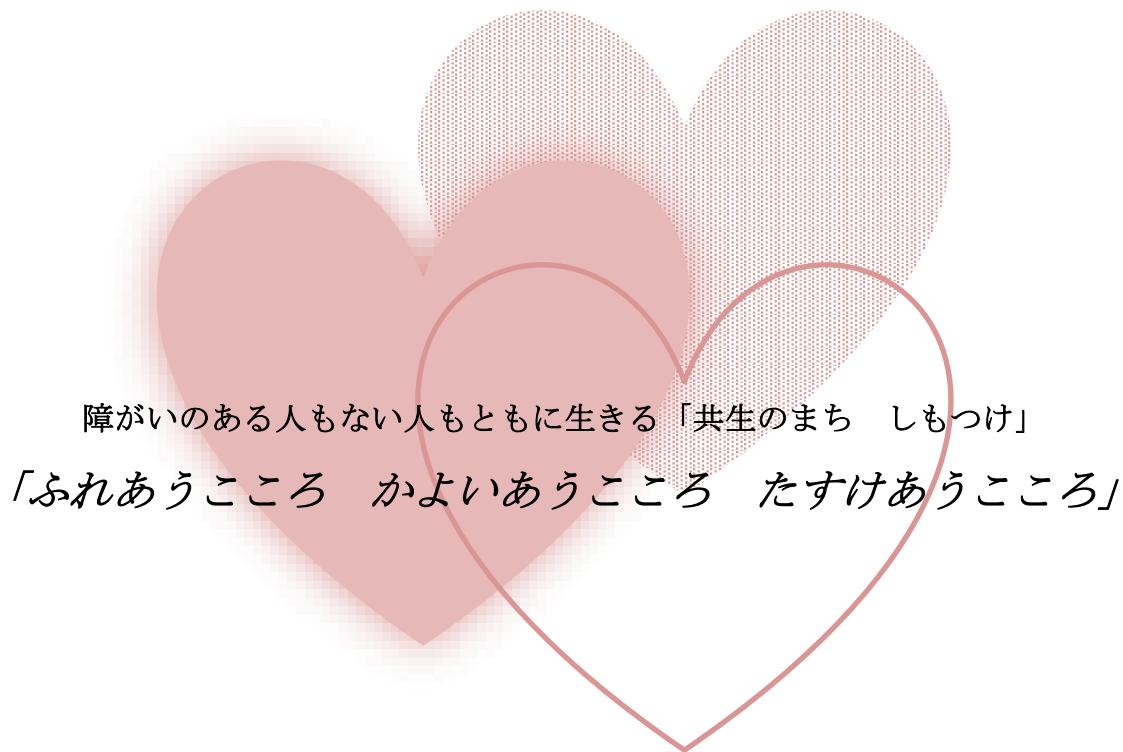
- ①障害福祉サービス利用に不可欠な指定特定相談支援事業所の拡充。
- ②児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用に不可欠な指定障害児相談支援事業所の拡充。
- ③高齢福祉分野との連携強化。
- ④関係機関に向けた相談先の普及啓発。

※自立支援協議会とは、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育、雇用に関連する従事者等が地域における障がい者等の支援に関する課題について、情報を共有し、連携を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的に設置する機関です。



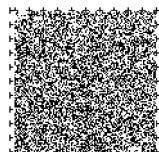
III 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念



計画の基本理念は、前期計画を引き継ぎ「ふれあうこころ かよいあうこころ たすけあうこころ」とします。

市民誰もが障がいの有無によってわけ隔てることなく、相互人格と個性を尊重し合いながら共生する社会、障がいのある人もない人も共に生きる「共生のまち しもつけ」を目指します。



2 計画の基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、国の定めた基本指針に基づき、以下の基本目標を設定し、各種施策に取り組みます。

I 地域生活支援体制の充実

障がいのある方が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、障がい福祉サービスや生活支援事業の量や質の確保、また、地域生活を支える保健・医療・福祉の連携により、安心して生活できる支援体制の構築に努めます。

II 相談支援体制の充実

基幹機能をもった相談支援センターや協議の場を通して、障がいのある方が適切な支援を受けられるよう体制の構築を図り、障がい者の自立及び社会参加の支援に努めます。

III 障がい児支援体制の充実

障がいのある子どもが、一人ひとりの障がいの特性や発達に合わせて能力や可能性を伸ばせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携により、切れ目のない支援を受け続けることができる体制づくりに努めます。

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが成長できるよう、地域社会への参加や、障がいのある子どももない子どもも共に学べる教育を推進します。

IV 社会参加の支援

就労を希望する方がその特性にあった様々な就労支援が受けられるよう、就労支援体制の充実を図ります。

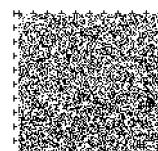
障がいのある方が生きがいをもち、豊かで自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動の充実や地域との交流による社会参加の促進を図ります。

V 協働によるまちづくりの推進

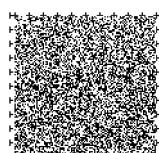
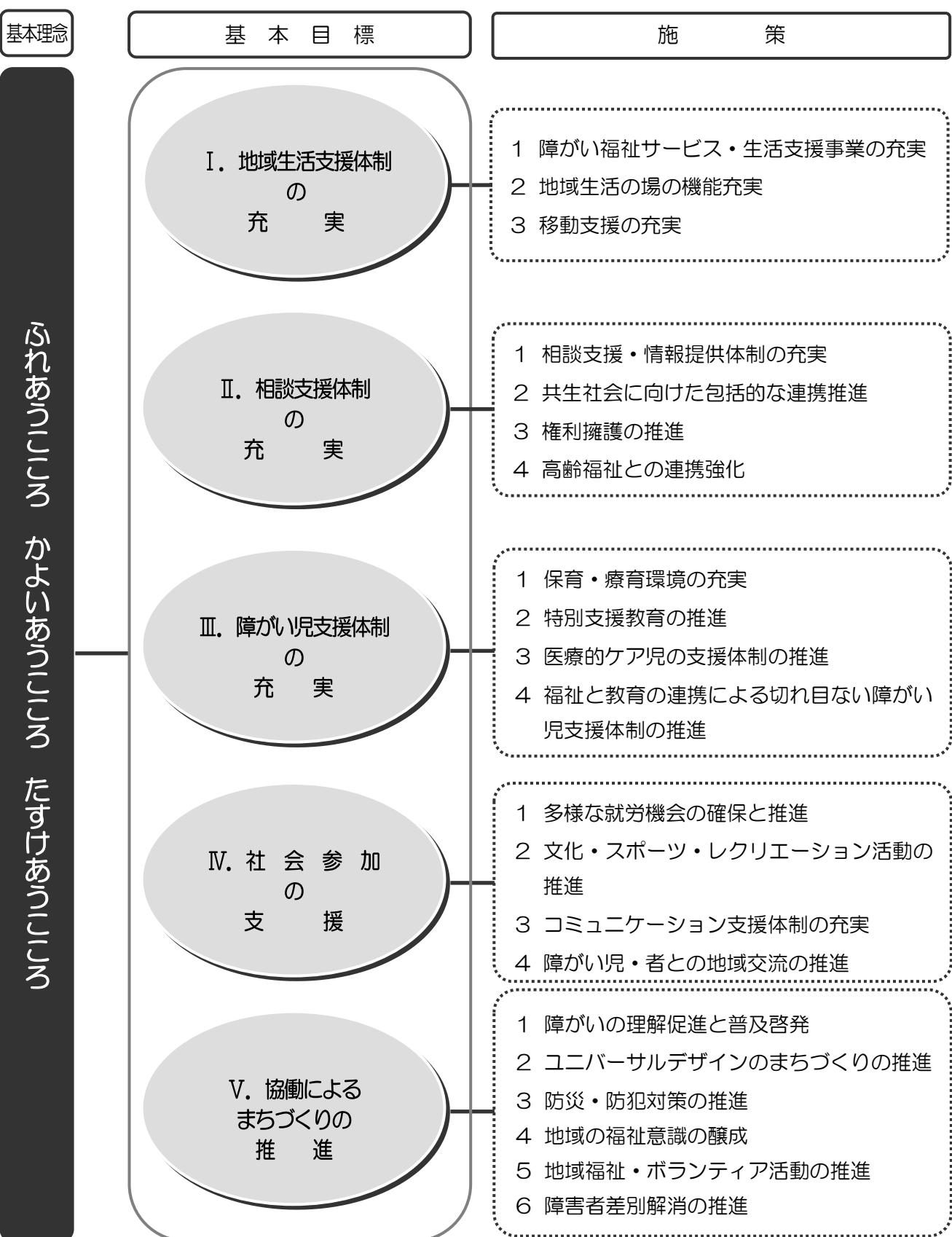
障がいのある人も人もとしての尊厳や権利が尊重され、社会参加できるよう、あらゆる差別や偏見をなくし、共に支え合い生きる「共生社会」の実現を目指します。

地域において安全、安心に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、福祉避難所の協定事業所の拡充や災害時における避難体制の充実を図ります。

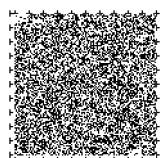
子どもの頃からの人権教育や福祉に関する教育を進めるとともに、地域福祉活動やボランティア活動を促し、障がいのある方を地域で支える環境づくりに努めます。

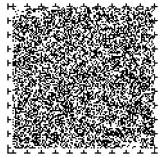


3 施策の体系



第2章 障がい者計画





◆マークのついた事業内容は、本計画で新たに取り組む事業内容や、重点的に取り組む事業内容です。

I 地域生活支援体制の充実

1 障害福祉サービス・生活支援事業の充実

市内外の施設や事業所、関係機関と連携し、利用者のニーズと必要なサービス見込量を把握し、適切なサービスの提供に努めます。

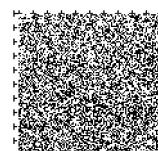
事業名	1. 訪問系サービス（居宅介護、同行援護等）
担当課	社会福祉課
事業内容	◆障がい児・者が住み慣れた自宅において、自立した生活を送れるよう、利用者数、施設入所者及び入院者の地域移行者数を勘案し、適切なサービスを提供します。

事業名	2. 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練等）
担当課	社会福祉課
事業内容	◆障がい者が施設等において、就労訓練やりハビリテーション、創作的活動等、日中活動を行うサービスを提供します。

事業名	3. 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援等）
担当課	社会福祉課
事業内容	◆在宅での生活が困難な障がい者に、居住の場と日常生活の支援を行うサービスを提供します。

事業名	4. 計画相談支援（計画相談支援、地域移行支援等）
担当課	社会福祉課
事業内容	◆障がい福祉サービス等の利用や継続に際し、障がい児・者の心身の状況や環境等を勘案したサービス利用計画を作成するとともに、定期的に相談支援を担うサービスを提供します。 ◆医療機関や関係機関と連携し、協議の場として設置した精神障がい者地域支援ワーキンググループを活用し、入院中の精神障がい者の地域生活への移行や、定着を支援するサービスを提供します。

事業名	5. その他の障害サービス（自立支援医療、補装具給付）
担当課	社会福祉課
事業内容	◆障がい児・者が心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した生活を行うために必要な医療費助成サービスや、障がい児・者の失われた身体機能を補完または代償する補装具を給付します。



事業名	6. 地域生活支援事業（相談支援、成年後見制度利用支援等）
担当課	社会福祉課
事業内容	<p>◇障がい児・者がその能力や適正に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援や成年後見制度利用支援などのサービスを提供します。</p> <p>◆権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築するため中核機関を設置します。</p>

2 地域生活の場の機能充実

障がいのある方が地域で自立した生活が送れるよう、居住の場の確保を支援します。

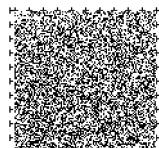
事業名	1. 自立した生活の場の確保
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障がいのある方の「親亡き後」の自立した生活支援、また入所施設から安心して地域生活に移行できるよう、グループホーム等の誘致を推進し、地域における居住の場の確保を支援します。

事業名	2. 緊急時の受け入れ先の拡充
担当課	社会福祉課
事業内容	◇安定した地域生活が送れるよう、緊急時の受け入れ先の拡充等に努めます。

3 移動支援の充実

障がいのある方の社会参加の機会や行動範囲の拡大のため、移動できる環境づくりを推進します。

事業名	1. 移動支援の充実
担当課	社会福祉課・安全安心課
事業内容	<p>◇福祉タクシー利用助成制度については、内容等の見直しの検討を行い、制度の充実及び利用促進に努めます。</p> <p>◇ゆうがおバス、デマンド交通とも地域住民の利便性を高められるよう、公共交通会議等において利用促進を図ります。</p> <p>◇移動支援事業の周知のため、窓口等において普及啓発を図ります。</p>



II 相談支援体制の充実

1 相談支援・情報提供体制の充実

障がいのある方が個々のニーズに応じた相談ができるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、必要な情報を得ることができるよう、情報の適切な提供に努めます。

事業名	1. 相談支援体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	◆障がい種別や相談内容が複雑多岐化していることから、「下野市障がい児者相談支援センター」の基幹相談支援センターの機能を有効に活用し、相談支援体制の強化を図ります。

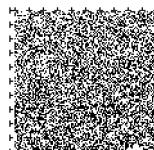
事業名	2. 情報提供体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	◆障がいのある方が必要とする情報を取得することができるよう、広報紙掲載はもとより、FMゆうがおやインターネット等を活用しながら分かりやすく発信するほか、保健福祉ガイドブックや各種媒体による情報発信に努めます。

2 共生社会に向けた包括的な連携推進

障がいのある人もない人も、共に支え合って暮らすことができる地域社会を目指し、保健・医療・福祉・教育等、様々な機関と連携を推進します。

事業名	1. 地域自立支援協議会
担当課	社会福祉課
事業内容	◆地域の障がい福祉に関わる人材・機関を中心に、障がい児・者等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関の連携を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備に努めます。

事業名	2. 関係機関との連携強化
担当課	社会福祉課・高齢福祉課・こども福祉課・健康増進課・学校教育課
事業内容	◆障がいのみでなく、高齢者、子ども等も関連する複雑多岐にわたる相談事例に対し、どこに相談しても適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の横断的な連携強化に努めます。 ◆65歳に到達した障がい者が、円滑に介護保険に移行できるよう、ケアマネジャーや地域包括支援センターを始めとする関係機関と連携し情報共有に努めます。



3 権利擁護の推進

『障害者虐待防止法』に基づき、障がい者に対する虐待防止や発生時の早期対応をはじめ、十分な意思表示や自己決定が困難な障がい者の人権や権利が侵害されないよう、権利擁護の推進に努めます。

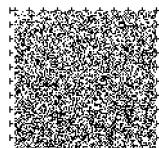
事業名	1. 権利擁護
担当課	社会福祉課・高齢福祉課・安全安心課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇意思表示や自己決定など、判断能力が十分でない障がい者の人権や権利を擁護するため、あすてらすや成年後見制度の利用推進に努めます。 ◇下野市消費生活センターの相談機能強化のため、相談員に積極的な研修参加を促しスキルアップを図るほか、関係機関と連携し、消費者被害の未然防止、救済及び情報提供を行い権利擁護に努めます。

事業名	2. 虐待の防止
担当課	社会福祉課・高齢福祉課・こども福祉課・健康増進課・学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がい児・者に対する虐待の防止や早期発見、対応を図るため、医療機関や福祉事業所、教育機関、地域住民等、関係機関との連携を密にし、地域全体で虐待の防止に努めます。 ◇児童虐待防止活動の一環として、オレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待防止に関する普及啓発活動を実施します。 ◇虐待の通告あるいは通報を受けた場合、適切に対処するために速やかに事実確認を行い、被虐待者の保護と支援に努めます。

4 高齢福祉との連携強化 新規項目

高齢化による障がい者の心身機能の低下に伴い、障がい者の生活を総合的に支援するため高齢福祉との連携の強化に努めます。

事業名	1. 高齢福祉との連携強化
担当課	社会福祉課・高齢福祉課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害福祉制度と介護保険制度の緊密な連携に向け、相談支援専門員と介護支援専門員、基幹相談支援センターと地域包括支援センター等との連携の推進に努めます。 ◆高齢分野と障がい分野の相互理解のため、共同研修を開催し情報共有を図ります。 ◆障がい者の生活全般を支援している親の高齢化に伴い、親亡き後に備えて、親がいる間に将来に向け、自立した生活支援のため高齢福祉との連携強化に努めます。



III 障がい児支援体制の充実

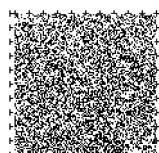
1 保育・療育環境の充実

乳幼児期から一人ひとりの障がい特性や個性に合った支援のため、療育・保育体制の充実を図ります。

事業名	1. 保育園等における障がい児保育等の充実
担当課	こども福祉課
事業内容	◆保育園、認定こども園、幼稚園において、障がいのある子どもの受け入れ体制の整備及び保育士等の障がいに対する知識向上や指導者の育成に努めます。

事業名	2. 放課後児童クラブ等における障がい児の受け入れ推進
担当課	こども福祉課・学校教育課
事業内容	◆児童の放課後や長期休業中の安全・安心な居場所として、集団に対応できる児童に対し、放課後児童クラブ等における受入れ体制の整備に努めます。今後も関係機関との連携及び学校との共通理解を図り、安全・安心な居場所の提供に努めます。

事業名	3. 障がい児福祉サービス体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	◆療育支援や放課後等デイサービスの必要な支援が受けられるよう、提供体制の確保に努めます。



2 特別支援教育の推進

一人ひとりの個性や障がいの特性に応じて、乳幼児期から成人期まで切れ目ない支援が受けられるよう連携した支援体制を図り、特別支援教育の推進に努めます。

事業名	1. 乳幼児健診等による早期の支援介入
担当課	社会福祉課・こども福祉課・健康増進課・学校教育課
事業内容	◊一人ひとりの個性や障がいの特性に応じた保育・療育・教育を適切に受けられるよう、乳幼児健診や就学時健診などを通じ関係機関等と連携を図り、早期からの一貫した支援を行えるよう努めます。

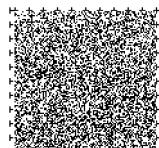
事業名	2. 特別支援教育の充実
担当課	学校教育課
事業内容	◊特別支援教育に携わる教職員や学校教育サポートセンターの職員の資質や専門性の向上を図るとともに、障がいのある児童生徒が安心して学習・生活ができるよう、一人ひとりの個性や障がいの特性に応じた特別支援教育の充実に努めます。 ◊特別支援教育コーディネーター等を対象に特別支援教育推進計画の実施に向けた研修を行うことで、教職員全体で特別支援教育に取り組みます。

3 医療的ケア児の支援体制の推進

医療的ケアを必要とする児が地域において適切な支援が受けられる体制を構築し、安定した在宅生活が送れる体制整備に努めます。

事業名	1. 医療的ケア児の支援体制の推進
担当課	社会福祉課・こども福祉課・健康増進課・学校教育課
事業内容	◆医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るために設置した協議の場（医療的ケア児等の支援協議ワーキンググループ）を活用し、医療的ケアを必要とする児が安心して暮らせる地域づくりに努めます。 ◊乳幼児健診から対象児を把握し、関係機関と連携し支援していきます。 ◆『医療的ケア児等コーディネーター』を配置し、医療的ケアを必要とする児にライフステージに応じた切れ目ない支援を提供します。

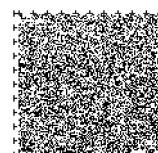
『医療的ケア児等コーディネーター』は、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のための総合調整を行う役割を担います。



4 福祉と教育の連携による切れ目のない障がい児支援体制の推進

乳幼児期から成人期へと成長する障がい児のライフステージに応じた適切な支援を受け続けられるよう、相談支援体制の充実に努めます。

事業名	1. 障がい児の相談支援体制の充実
担当課	社会福祉課・こども福祉課・健康増進課・学校教育課
事業内容	<p>◆障がい児がそれぞれのライフステージにおいて、乳幼児期から就学期、就学期から成人期に円滑に移行できるよう、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携を密にした支援体制の充実に努めます。</p> <p>◆発達障害や高次脳機能障害等、より専門的な対応を必要とする障がい児やその家族に対し、栃木県発達障害者支援センター『ふおーゆう』や下野市障がい児者相談支援センター等と連携し、適切な相談支援に努めます。</p>



IV 社会参加の支援

1 多様な就労機会の確保と推進

障がい者が、その意欲や適正に応じて就労できるよう、関係機関と連携し総合的な就労支援の推進に努めます。

事業名	1. 就労支援体制の強化
担当課	社会福祉課
事業内容	◇就労を希望する障がい者に対し、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、関係各課等と連携し、障がい者の就労や定着支援を行います。

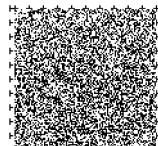
事業名	2. 障がい者雇用に対する理解促進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇障がい者雇用の促進に向けて、実際の雇用事例等を広報紙やホームページ等を活用し、理解促進に努めます。 ◇雇用する側と雇用されたい側との相互理解を図るための情報発信を行います。

事業名	3. 官公需の促進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇『下野市障がい者優先調達推進方針』に基づき、障害者就労支援事業所等の提供する物品・役務の優先調達を推進します。

2 文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

障がい児・者が地域の一員として文化・スポーツ・レクリエーション活動等に親しめる環境づくりを推進し、参加促進のための支援の充実を図ります。

事業名	1. 活動への支援、情報発信
担当課	社会福祉課・生涯学習文化課・スポーツ振興課
事業内容	◇文化・スポーツ・レクリエーション活動等への参加促進や活動への支援に努めるとともに、障がい児・者が各種講座、イベント等に気軽に参加できるよう合理的な配慮に努めます。 ◇各種講座、イベント等の情報を広報紙、ホームページ等を活用し、障がい児・者の活動促進に繋がるよう努めます。



事業名	2. 障がい児・者スポーツの推進
担当課	スポーツ振興課・社会福祉課
事業内容	<p>◇障がい児・者のスポーツ活動の促進のため、障害者スポーツ協会及び総合型地域スポーツクラブ、市スポーツ推進委員会等の関連団体と連携を図り、障がい児・者が楽しめるスポーツ普及のための教室等を開催します。</p> <p>◇東京2020パラリンピック競技大会や令和4年栃木県開催の全国障害者スポーツ大会等をきっかけとし、障がい児・者スポーツの機運醸成に努めます。</p>

3 コミュニケーション支援体制の充実

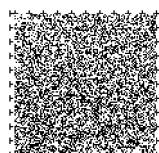
障がい児・者が多くの人とふれあい、円滑な交流が図れるよう、コミュニケーション支援体制の充実に努めます。

事業名	1. コミュニケーション支援体制の充実
担当課	社会福祉課
事業内容	<p>◇コミュニケーション支援として、手話通訳ボランティア育成のため広域での講座開催や、社会参加等のための手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣事業を実施し事業の充実に努めます。</p> <p>◇視覚、聴覚等に障がいのある方が円滑にコミュニケーションを図れるよう、適切な日常生活用具の給付に努めます。</p>

4 障がい児・者との地域交流の推進

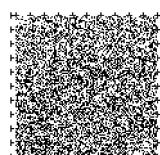
障がい児・者が地域の一員として生活していくよう、地域活動や交流活動への参加促進を支援します。

事業名	1. 地域活動への参加促進
担当課	社会福祉課・市民協働推進課
事業内容	<p>◇障がい児・者が地域の活動に参加できるよう、地域への啓発活動や参加しやすい環境づくりを推進します。</p> <p>◇イベント等を活用し、人権意識の高揚を図るよう啓発活動を継続します。</p>



事業名	2. 交流活動への参加促進
担当課	社会福祉課・学校教育課
事業内容	<p>◇下野市社会福祉協議会や関係機関と連携を図り、障がい者相互の情報交換や障がい者団体づくりに対する支援に努めます。また、障がい者団体等の情報を提供し、団体活動への理解や加入促進を図り、交流の機会の拡充を推進します。</p> <p>◇障がい児・者等が参加する行事を通じ、地域住民と障がい児・者の交流促進に努めます。</p> <p>◇小中学校に通う児童・生徒と特別支援学校に通う障がい児が、互いを理解するよう交流を深める交流学習を促進し、『情報発信誌KE YAKI』に掲載することで交流活動の促進に努めます。</p>

『情報発信誌KE YAKI』は、毎月、教育委員会から市内学校教職員を対象にインターネットで配信されている情報誌で、市内小中学校の学校行事などの情報が掲載されています。



V 協働によるまちづくりの推進

1 障がいの理解促進と普及啓発

障がいや障がい児・者に対する理解と普及啓発に努めます。

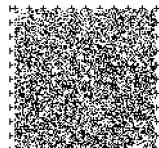
事業名	1. 障がいの理解促進と普及啓発
担当課	社会福祉課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がいや障がい児・者への理解を促進するために、広報紙やホームページ等各種媒体やイベント等の機会を活用するほか、市民を対象とした講演会や体験教室等を開催するなど、周知啓発を図ります。 ◇障がいや障がい児・者に対する理解のための『ヘルプマーク』と『ヘルプカード』の普及啓発に努めます。

2 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人にあったユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

事業名	1. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
担当課	都市計画課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇障がい児・者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

事業名	2. バリアフリー化の推進
担当課	社会福祉課・都市計画課・建設課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇栃木県『ひとにやさしいまちづくり条例』に基づき公共施設等のバリアフリー化を推進します。 ◇『都市交通マスターplan』を策定する中で、交通バリアフリー化について検討します。 ◇身体障がい児・者が住み慣れた自宅で住み続けられるよう、住宅改修等により日常生活環境の整備を支援します。



3 防災、防犯対策の推進

すべての障がい児・者が安全・安心な生活を営めるよう、防災・防犯対策を推進します。

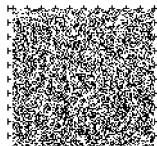
事業名	1. 防災、災害時対策の推進
担当課	社会福祉課・安全安心課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害時における要支援者の名簿登録を推進し、民生委員児童委員との連携を図り要支援者の支援体制の強化に努めます。また、障がい児・者が避難所において安心した避難生活ができるよう、プライベートテントの購入や必要な居住スペースの配慮に努めます。 ◆障がい者施設を活用した福祉避難所の確保に努めます。 ◆避難所にピクトグラムや多言語シートを配備し、知的障がい者や外国人が安心した避難生活ができるよう努めます。 ◇民生委員児童委員、下野市社会福祉協議会と連携した下野市総合防災訓練等を実施し、防災に関する情報の周知とともに災害時における適切な避難体制の整備に努めます。 ◇災害等の際に支援を得られやすくするため、必要な支援内容等を予め記入し所持できる『ヘルプカード』の普及啓発を図ります。 ◆いざというときに慌てず安全に避難するため、『マイ・タイムライン』の作成について普及啓発を図ります。

事業名	2. 防犯対策の推進
担当課	社会福祉課・安全安心課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇安全安心に暮らせるよう、警察署と連携を図り、防犯に関する講話や啓発活動を実施するとともに、関係機関と連携し防犯・防火診断を実施し、地域の防犯対策の推進と防犯意識の向上に努めます。 ◇下野警察署と連携し、市内金融機関での振り込め詐欺防止キャンペーンや広報啓発活動などを実施します。

4 地域の福祉意識の醸成

障がいについての理解を深めるとともに、地域の福祉意識の醸成を図ります。

事業名	1. 体験学習・福祉教育の推進
担当課	学校教育課
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ◇下野市社会福祉協議会等の出前事業などの体験活動を、各校の教育活動へ定期的に位置付けるよう、各学校との連携を図ります。 ◇総合的な学習の時間において、福祉をテーマにした学習の実施や福祉施設への訪問を継続し、福祉教育活動を推進します。



事業名	2. 地域の人材による啓発活動の推進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇地域に根差して活躍する民生委員児童委員や障害者相談員の活動を通し、福祉に対する意識の醸成に努めます。

5 地域福祉・ボランティア活動の推進

互いに支え合う地域社会を目指し、地域福祉やボランティア活動を推進します。

事業名	1. ボランティア活動の推進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇下野市社会福祉協議会と協力し、地域活動のけん引となるボランティア養成活動を支援します。 ◇栃木県県南健康福祉センターと連携し、精神障がいのピアサポートーの周知に努め、活動の促進に繋がるよう支援します。

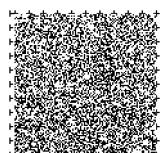
事業名	2. 地域福祉計画推進体制の整備促進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇下野市地域福祉計画に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、市民、福祉関係の事業所・団体と行政がそれぞれの立場で協力しあい、地域全体で地域の福祉課題の解決に取り組みます。

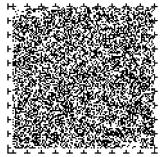
事業名	3. 各種委員会の適正な運営
担当課	社会福祉課
事業内容	◇地域自立支援協議会やこばと園運営委員会等の運営において、様々な分野から広く意見を取り入れ、地域で支える環境づくりを推進します。

6 障がい者差別解消の推進

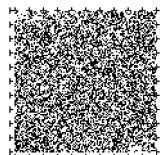
障がいのある人もない人も、互いに認め合い共に生きる『共生社会』の実現に取り組みます。

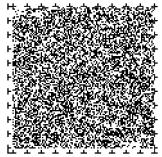
事業名	1. 障がい者差別解消の推進
担当課	社会福祉課
事業内容	◇『障害者差別解消法』に基づき、障がいのある方に対し不当な差別的取り扱いの禁止や過重にならない範囲で対応する合理的配慮の提供及びその周知のための普及啓発を図ります。 ◇外見では障がいがあることがわかりにくい方が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせる『ヘルプマーク』と『ヘルプカード』の普及啓発を図ります。





**第3章 第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画**





I 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

1 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標値

国の定める基本指針にて示された目標及び県が示した本県の特殊事情を勘案して算出した目標を踏まえ、次に掲げる事項について成果目標を設定しました。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 目標値の見直し

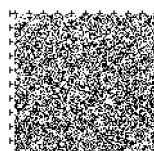
- ①一般住宅等に移行が可能な方について移行を推奨し、令和元年度時点の施設入所者の6%以上を、令和5年度末までに地域生活へ移行できることを目標とします。
- ②令和元年度時点の施設入所者のうち、グループホーム等に移行が可能な方について移行を推奨し、令和元年度末から1.6%以上減らすことを目標とします。

項目	目標値	備考
地域生活への移行者数	4人	令和元年度時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行
施設入所者数	62人	施設入所者数を令和元年度末から1.6%以上減らす

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 取組強化

本市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域自立支援協議会等の既存の会議の枠組みを活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場（精神障がい者地域支援ワーキンググループ）を設置しており、今後は、長期入院者の地域移行を活性化し、精神障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう支援体制の整備に努めます。

項目	現状値	目標値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	6人	10人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	2人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	24人	30人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	1人



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 取組強化

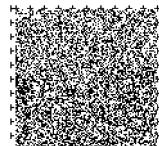
地域生活支援拠点等について、本市では、令和2年度末時点で「緊急時の受け入れ・対応」に対応した拠点を1か所確保しています。今後はその機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討を行うとともに、拠点の数を拡充することを目標とします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 目標値の見直し

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年中に一般就労に移行する方を4人を目標として、その内、就労移行支援事業・就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数を下表のとおりとすることを目標とします。また、就労定着支援事業所の内、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

これらのほか、関係機関と連携し、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援を実施するとともに、障がい者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。また、下野市障がい者優先調達推進方針に基づき、市内障害者就労支援施設等の受注機会の拡大に努めます。

項目	目標値	備考
一般就労移行者数	4人	令和元年度実績の1.27倍
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	2人 (2倍)	令和元年度実績の1.30倍
就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	1人	令和元年度実績の1.26倍
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	1人	令和元年度実績の1.23倍
就労定着支援事業の利用割合	70.0%	就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する方のうち、7割が就労定着支援事業を利用
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70.0%	就労定着支援事業のうち、令和5年度中の就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 強化・充実

市内または県南障害保健福祉圏域内に、児童発達支援センターと、重症心身障がい児を支援する障害児通所支援施設の確保を目標としていきます。

市内において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場である医療的ケア児等の支援協議ワーキンググループの継続と、医療的ケア児等コーディネーターの配置を継続します。

保育所等の利用中または利用予定の障がい児に対して、訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援体制の構築に努め、保育所等の安定した利用を促進します。

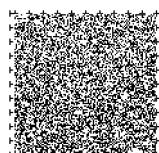
(6) 発達障がい者等に対する支援 新規項目

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及び家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の確保を検討します。そのため、発達障がいに関する家族支援プログラム等を職員が受講できるようにすることを目標とします。

(7) 相談支援体制の充実・強化等 新規項目

令和5年までに、市内または県南障害保健福祉圏域内において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めます。

項目	現状値	目標値
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	4件/年	12件/年
相談支援事業所の人材育成の支援件数	5件	6件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	5回	6回



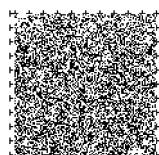
(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための

取組に係る体制の構築

新規項目

令和5年までに、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有し、障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

項目	現状値	目標値
障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加延べ人数	4人	6人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及び実施回数	1回	2回



2 障がい福祉サービスの実績・見込量及び確保の方法

第6期障がい福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込量及びその確保のための方法は以下のとおりです。

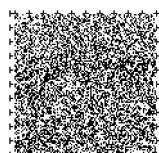
(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものです。具体的なサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画			見込み
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
訪問系サービス 合計	利用時間 【時間/月】	1,475 (1,435)	1,517 (1,485)	1,855 (1,547)	1,850	1,875	1,900	
	利用者数 【人/月】	92 (94)	93 (98)	95 (103)	97	99	101	
居宅介護	利用時間 【時間/月】	1,317 (1,250)	1,375 (1,300)	1,484 (1,350)	1,601	1,728	1,865	
	利用者数 【人/月】	84 (83)	82 (87)	85 (91)	88	91	94	
重度訪問介護	利用時間 【時間/月】	0	0	220	440	440	660	
	利用者数 【人/月】	0	0	1	2	2	3	
同行援護 (視覚障がい者)	利用時間 【時間/月】	26 (60)	12 (60)	19 (72)	23	25	30	
	利用者数 【人/月】	2 (2)	4 (2)	4 (2)	5	5	6	
行動援護	利用時間 【時間/月】	132 (125)	131 (125)	132 (125)	132	132	132	
	利用者数 【人/月】	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7	7	7	

【見込量確保の方法】

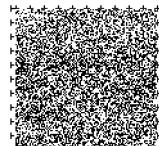
- 施設や病院等から地域移行が進むことにより、訪問系サービスの利用が増加することが見込まれます。現在ある事業所との連携を強化し、障がいの特性に対応できる人材の確保に努め、サービスの質・量の充実を図ります。
- 同じ訪問系サービスを提供する訪問看護事業所とのネットワークを強化し、住み慣れた地域で生活できるよう、医療と福祉の連携による支援体制の構築に努めます。



(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、常に介護を必要としている方に、主に日中において通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するものです。具体的なサービスとしては、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、就労定着支援の提供を行います。

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 上段：実績 下段：(見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	利用日数 【日/月】	2,492 (2,600)	2,682 (2,700)	2,819 (2,800)	2,963	3,115	3,274
	利用者数 【人/月】	127 (130)	137 (135)	147 (140)	151	159	167
自立訓練 (機能訓練)	利用日数 【日/月】	6	8	8	16	24	32
	利用者数 【人/月】	1	1	1	2	3	4
自立訓練 (生活訓練)	利用日数 【日/月】	47 (24)	14 (24)	30 (32)	40	50	50
	利用者数 【人/月】	3 (5)	3 (5)	2 (5)	3	4	4
宿泊型自立訓練	利用日数 【日/月】	39 (112)	39 (140)	39 (168)	40	40	41
	利用者数 【人/月】	1 (4)	1 (5)	1 (6)	2	2	2
就労移行支援	利用日数 【日/月】	89 (240)	98 (286)	98 (352)	112	128	144
	利用者数 【人/月】	5 (15)	6 (18)	6 (23)	7	8	9
就労定着支援	利用日数 【日/月】	1 (5)	2 (10)	2 (10)	3	3	4
	利用者数 【人/月】	1 (1)	2 (2)	2 (2)	3	3	4
就労継続支援A型	利用日数 【日/月】	603 (627)	691 (703)	741 (798)	796	854	916
	利用者数 【人/月】	30 (33)	36 (37)	39 (42)	41	43	45
就労継続支援B型	利用日数 【日/月】	1,945 (2,090)	1,985 (2,185)	1,991 (2,280)	1,997	2,003	2,008
	利用者数 【人/月】	106 (110)	110 (115)	113 (120)	116	119	121
療養介護	利用者数 【日/月】	7 (6)	7 (6)	7 (7)	7	7	8



サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所 (福祉型)	利用日数 【日/月】	55 (77)	72 (84)	78 (91)	84	91	99
	利用者数 【人/月】	11 (11)	12 (12)	13 (13)	14	16	17
短期入所 (医療型)	利用日数 【日/月】	11 (24)	13 (24)	13 (30)	13	18	18
	利用者数 【人/月】	3 (4)	2 (4)	2 (5)	2	3	3

【見込量確保の方法】

- ・サービスを必要とする障がい等のある方に対してスムーズに利用を開始できるよう相談支援事業所・サービス提供事業所との連携・調整を図り、適切にサービスが提供されるように努めます。また、サービスを必要とする障がいのある方に対して事業所情報の周知や利用支援に努めます。
- ・就労移行支援・就労移行支援の周知、利用支援を図り障がい者が幅広く就労できるように努めます。

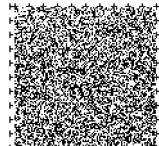
(3) 居住系サービス

居住系サービスは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供します。

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	利用者数 【人/月】	0 (1)	0 (1)	0 (2)	1	2	2
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 【人/月】	49 (52)	49 (53)	51 (54)	53	55	57
施設入所支援	利用者数 【人/月】	61 (59)	62 (57)	63 (55)	63	63	62
地域生活 支援拠点等	機能の充実に 向けた検討実施 回数 【回/年】	—	—	—	1	1	1

【見込量確保の方法】

- ・市内における共同生活援助（グループホーム）が少ないとから、現状では近隣市町に所在する事業所で確保している状況です。適切なサービス量の確保のため、市内事業所を始め、近隣市町の事業所への共同生活援助（グループホーム）事業の拡充について働きかけることに努めます。
- ・施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、定期的な巡回訪問や随時の対応など、必要なサービス提供の体制構築に繋がるよう、市内外の事業所との連携に努めます。



- ・地域生活支援拠点等については、継続的に検証及び検討を行うことで、障がい者やその家族の生活を地域全体で支える体制の整備に努めます。

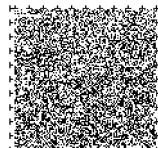
(4) 相談支援

相談支援は、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業所等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

サービス種別	単位	第5期計画		第6期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
計画相談支援	利用者数 【人/月】	72 (68)	82 (72)	96 (76)	111	130
地域移行支援	利用者数 【人/月】	1 (1)	2 (2)	3 (3)	4	6
地域定着支援	利用者数 【人/月】	1 (1)	1 (2)	1 (3)	3	4

【見込量確保の方法】

- ・障がい者等の増加及び施設や病院からの地域移行が進むことから、障害福祉サービスの利用者は増える見込みです。障がい者等が住み慣れた地域で生活することができるよう、計画相談支援事業所の適切な確保に努めます。
- ・長期入院となっている精神障がい者が自立した生活を送ることができるよう支援するため、協議の場として設置した下野市精神障がい者地域支援ワーキンググループを活用し、地域移行支援と地域定着支援の推進に努めます。また、それらのサービス提供を担う事業所と連携し、適切なサービスの確保に努めます。



3 地域生活支援事業の実績・見込量及び確保の方法

地域生活支援事業の実施の有無や見込量及びその確保のための方法は以下のとおりです。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、市民に障がいの理解を深めるための研修・啓発を行います。

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有

【見込量確保の方策】

障がい者等が住み慣れた地域で生活するためには、地域全体で障がいを理解する必要があります。障害者差別解消法や合理的配慮等、障がいの理解促進に繋がるよう講演や研修の実施に努めます。

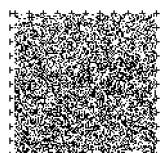
(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者や、その家族、地域住民などによる地域における自発的な取組を支援します。

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自発的活動 支援事業	実施の有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有

【見込量確保の方法】

障がい者等が地域において自立して豊かな生活を送ることができるよう、今後も自発的活動への支援に努めます。



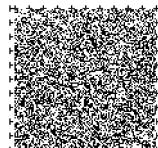
(3) 相談支援事業

障がい児・者本人やその家族または障がい者の介護者等からの相談に対応し、必要な情報提供やサービスの調整、訪問支援等を行います。

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施の有無	無	無	有	有	有	有
相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	実施件数	無	無	4件	6件	10件	12件
相談支援事業所の人材育成の支援件数	支援件数	無	無	5件	5件	6件	6件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	実施回数	無	無	5回	5回	6回	6回

【見込量確保の方法】

- ・基幹機能をもつ「下野市障がい児者相談支援センター」を中心に、複雑多様化した相談に対応します。
- ・定期的なケース検討会議を開催するなど、相談支援事業所が指導・助言を受けられる場を設置・周知します。
- ・相談支援事業所連絡会を開催し、情報交換や連携強化を図ります。また、相談支援事業所同士の相談ができるよう計らい、人材育成の場としても活用します。



(4) 成年後見制度利用支援及び成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度は、知的障がいや精神障がい等により、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものです。

成年後見制度の利用が困難な方に代わり、市や親族、検察官等が家庭裁判所へ利用申し立てを行う際の支援のほか、利用に要する費用や後見人への報酬を助成します。

サービス種別	単位	第5期計画 上段：実績 下段：(見込み)			第6期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 【人/年】	2 (2)	1 (2)	5 (2)	4	4	4
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無 (検討)	無 (検討)	有 (実施)	実施	実施	実施

【見込量確保の方法】

事業の内容や利用方法について、市広報紙、FMゆうがお、インターネット等を通して周知を図ります。成年後見制度法人後見支援事業は、社会福祉法人下野市社会福祉協議会に委託し実施します。

(5) 意思疎通支援事業・手話奉仕員養成研修事業

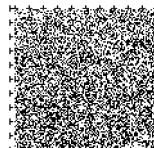
聴覚、平衡機能、音声・言語機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。手話通訳者設置事業に関しては、見込量などを検討していきます。

また、日常会話程度の手話表現技術の取得を希望する方を対象に、手話の基礎講習会を開催します。

サービス種別	単位	第5期計画 上段：実績 下段：(見込み)			第6期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	派遣人数 【人/年】	127 (200)	79 (200)	90 (200)	100	100	100
手話奉仕員 養成研修事業	講習修了者数 【人/年】	2 (5)	0 (5)	5 (5)	5	5	5

【見込量確保の方法】

手話奉仕員養成研修の受講者を増やすとともに、県が実施する手話通訳者養成講習会等の受講を促すなど、手話通訳者の増員に努めます。



(6) 日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、介護支援用具や自立生活支援用具、在宅療養支援用具等の日常生活用具の給付のほか、バリアフリー等のための住宅改修費を助成します。

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画 見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練等支援用具	件数 【件/年】	3 (5)	2 (5)	3 (5)	3	3	3
自立生活支援用具	件数 【件/年】	7 (8)	9 (8)	10 (8)	9	9	9
在宅療養等支援用具	件数 【件/年】	3 (5)	1 (5)	4 (5)	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件数 【件/年】	5 (10)	8 (10)	5 (10)	6	6	6
排せつ管理支援用具	件数 【件/年】	1,135 (1,100)	1,084 (1,150)	1,139 (1,200)	1,141	1,143	1,145
居宅生活動作補助用具	件数 【件/年】	2 (2)	5 (2)	3 (2)	3	3	3

【見込量確保の方法】

障がい者等に手帳交付時などを利用し、周知を行うとともに、日々多様化する日常生活用具の機能等に関する情報収集を行い、障がい者等が日常生活を円滑に送ることができるよう努めます。

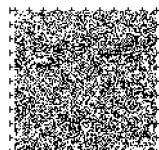
(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、通院や余暇活動への参加等のための外出を支援します。

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画 見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数 【人/年】	36 (42)	36 (44)	38 (46)	39	40	41
	利用時間 【時間/年】	1,254 (1,500)	1,270 (1,550)	1,419 (1,600)	1,450	1,470	1,490

【見込量確保の方法】

- ・サービス提供事業所等に対して、県が実施する研修事業を周知し、障がいの特性を理解したガイドヘルパーの育成を支援します。
- ・事業の周知を行うとともに、民間事業所の参入を促進し、見込量確保に努めます。



(8) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者に創作的活動、生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を図るほか、障がい者等からの相談に応じます。

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センター 機能強化事業 (地域活動支援センター Ⅱ型)	実施箇所 【箇所】	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
	登録者数 【人】	28 (27)	31 (30)	28 (33)	30	30	30

【見込量確保の方法】

障がい者等の地域における交流の場、憩いの場、相談の場として、より一層地域活動支援センターの機能が充実するよう努めます。

【任意事業】

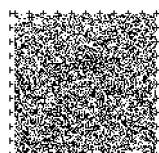
(9) 訪問入浴サービス

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴 サービス	実施箇所 【箇所】	1 (1)	1 (2)	2 (2)	2	2	2
	利用者数 【人/年】	2 (3)	2 (3)	3 (3)	3	3	4

【見込量確保の方法】

事業の周知を図りながら、サービス提供事業所数を増やせるよう努め、引き続き現状と同様の見込量を確保していきます。



(10) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び家族や介護者の一時的な休息を図ります。

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画 見込み		
		上段：実績 下段：(見込み)	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
日中一時 支援事業	実施箇所 【箇所】	18 (18)	18 (18)	18 (18)	18	18	18
	利用者数 【人/年】	52 (60)	46 (60)	50 (60)	50	51	52

【見込量確保の方法】

施設入所者等の地域移行を進めていく中で、日中の活動の場は重要であるため、引き続き日中一時支援事業所からの意見等を参考にするとともに、サービス利用者へ事業の周知を行いながら、見込量確保に努めます。

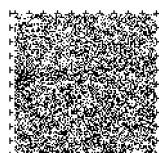
(11) 自動車運転免許取得・改造費助成

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部（10万円を限度）を助成します。

サービス種別	単位	第5期計画			第6期計画 見込み		
		上段：実績 下段：(見込み)	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
自動車運転免許 取得費助成	実施件数 【件/年】	0 (1)	0 (1)	1 (1)	1	1	1
自動車改造費助成	実施件数 【件/年】	0 (2)	1 (2)	1 (2)	2	2	2

【見込量確保の方法】

事業の周知を図りながら、引き続き自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の助成に努めます。



4 障がい児通所サービスの実績・見込量及び確保の方法

第2期障がい児福祉計画における各サービスの利用時間、利用者数の見込量及びその確保のための方法は以下のとおりです。

(1) 児童発達支援

障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

サービス種別	単位	第1期計画			第2期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 上段：実績 下段：(見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	利用日数 【日/月】	347 (266)	373 (273)	400 (280)	420	440	450
	利用者数 【人/月】	89 (76)	86 (78)	100 (80)	105	110	112

【見込量確保の方法】

こども発達支援センターこばと園を中心に、市内及び近隣事業所と連携を図りながら、障がい児とその保護者のニーズに応じた見込量確保に努めます。

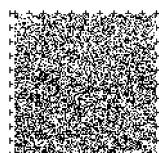
(2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

サービス種別	単位	第1期計画			第2期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 上段：実績 下段：(見込み)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療型 児童発達支援	利用日数 【日/月】	0 (9)	0 (12)	0 (15)	3	3	6
	利用者数 【人/月】	0 (3)	0 (4)	0 (5)	1	1	2

【見込量確保の方法】

県内のサービス提供事業所と連携を図り、サービスを必要とする方の利用について調整し、必要量を確保できるよう努めます。



(3) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援等を受けるための外出が著しく困難な障がい児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行います。

サービス種別	単位	第1期計画 上段：実績 下段：(見込み)			第2期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数 【日/月】	—	—	0 (3)	3	3	6
	利用者数 【人/月】	—	—	0 (1)	1	1	3

【見込量確保の方法】

既存の児童発達支援事業所の協力や新規事業所等の参入を促し、必要な見込量を確保します。

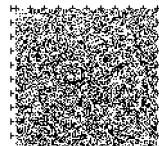
(4) 放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、授業の終了後または休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

サービス種別	単位	第1期計画 上段：実績 下段：(見込み)			第2期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放課後等 デイサービス	利用日数 【日/月】	1,133 (900)	1,397 (970)	1,500 (1,040)	1,600	1,700	1,750
	利用者数 【人/月】	111 (90)	141 (97)	150 (104)	160	170	175

【見込量確保の方法】

- 十分なサービス提供体制を確保するために、既存のサービス提供事業所等に適切な情報提供を図り、見込量の確保に努めます。
- 「放課後等デイサービスガイドライン」に基づき、事業所にサービスの質の確保への協力を呼び掛け、質の高い支援体制を確保します。



(5) 保育所等訪問支援

保育所等の利用中、利用予定の障がい児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

サービス種別	単位	第1期計画		上段：実績 下段：(見込み)	第2期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所等訪問支援	利用日数 【日/月】	0 (0)	0 (1)	1 (2)	1	2	3
	利用者数 【人/月】	0 (0)	0 (1)	1 (2)	1	2	3

【見込量確保の方法】

既存の事業所や保育所・幼稚園等からの意見を参考に、必要な見込量の確保に努めます。

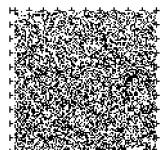
(6) 障がい児相談支援

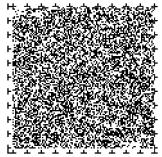
障がい児またはその保護者からの相談に応じるほか、その児童の状態や家族の生活状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業所等との連絡調整等を行い、障がい児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行います。

サービス種別	単位	第1期計画			上段：実績 下段：(見込み)	第2期計画 見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	利用者数 【人/月】	30 (22)	32 (23)	34 (24)		36	38	40

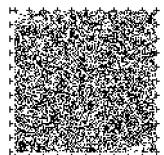
【見込量確保の方法】

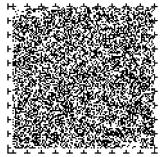
- ・相談支援事業所こばとを中心に、障がい児またはその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。
- ・指定障害児相談支援事業所と連携し、障がい児またはその保護者が抱える不安を解消するための支援を行うとともに、障害児通所支援等及び障がい福祉サービスの周知に努めます。





第4章 計画の推進体制





I 計画の推進に向けて

障がい者福祉施策を推進するにあたっては、行政だけでなく、障がい者本人や家族、市民、関係団体、企業、サービス提供事業所等と連携しながら、協働して取り組むことが必要です。

そのため、広報紙、FMゆうがお、インターネット等を通して、障がいや障がいのある方に対する理解を深めるとともに、障がいがある人もない人も共に生き、参加する暮らしやすいまちづくりの推進に努めます。

本計画の推進については、府内関係部署・課と関係機関、団体等と連携の強化を進めるとともに、年度ごとに計画の進捗状況について評価し、下野市地域自立支援協議会と連携を図り、計画の進捗について管理していきます。

II 関係機関等との連携と役割

本計画では、市民、地域の団体、市との連携・協働により、地域に密着した取組を積極的に推進します。そのため、サービス提供事業所、家庭、地域、企業等のそれぞれの役割と責任を果たすことが期待されます。

(1) 県の役割

県は、広域的な立場から、施設、事業等の適正配置の調整や障害保健福祉圏域での調整、モデル事業の誘導、市が行なうことが困難な広域的・専門的取組を行うとともに、市や団体等が実施する福祉的活動への支援を行います。

(2) 市の役割

市は、市民の求めるニーズを把握し、それに基づき事業を取り組んでいくことが責務であることから、公平かつ平等なサービスが提供できるよう努めるとともに、整合性をもって事業が進められるよう関係機関・団体及び各担当課と連携を図り、効果的な事業の推進を図る必要があります。

(3) 本人や家族の役割

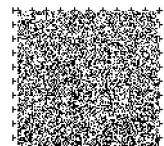
障がい者や家族も、福祉の受け手であると同時に担い手でもあるため、それぞれの立場でできることに取り組む必要があります。

(4) 施設や団体の役割

障がい者支援施設等は、障がい者の自立支援のため、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス等の提供体制に努めるとともに、行政や関係機関等と連携し、質の向上に努める必要があります。

(5) 地域や企業等の役割

地域は、地域に住むすべての人々が、充実した健全な生活を営むことができるよう、地域内での交流を深め、さらに地域の組織や団体の相互間の連携を強化し、共に支え合うことが必要です。また、企業等は障がい者が生き生きと安定した暮らしが送れるよう、障がいに対する理解や職場環境等の整備に取り組む必要があります。



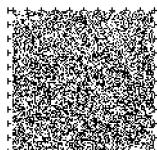
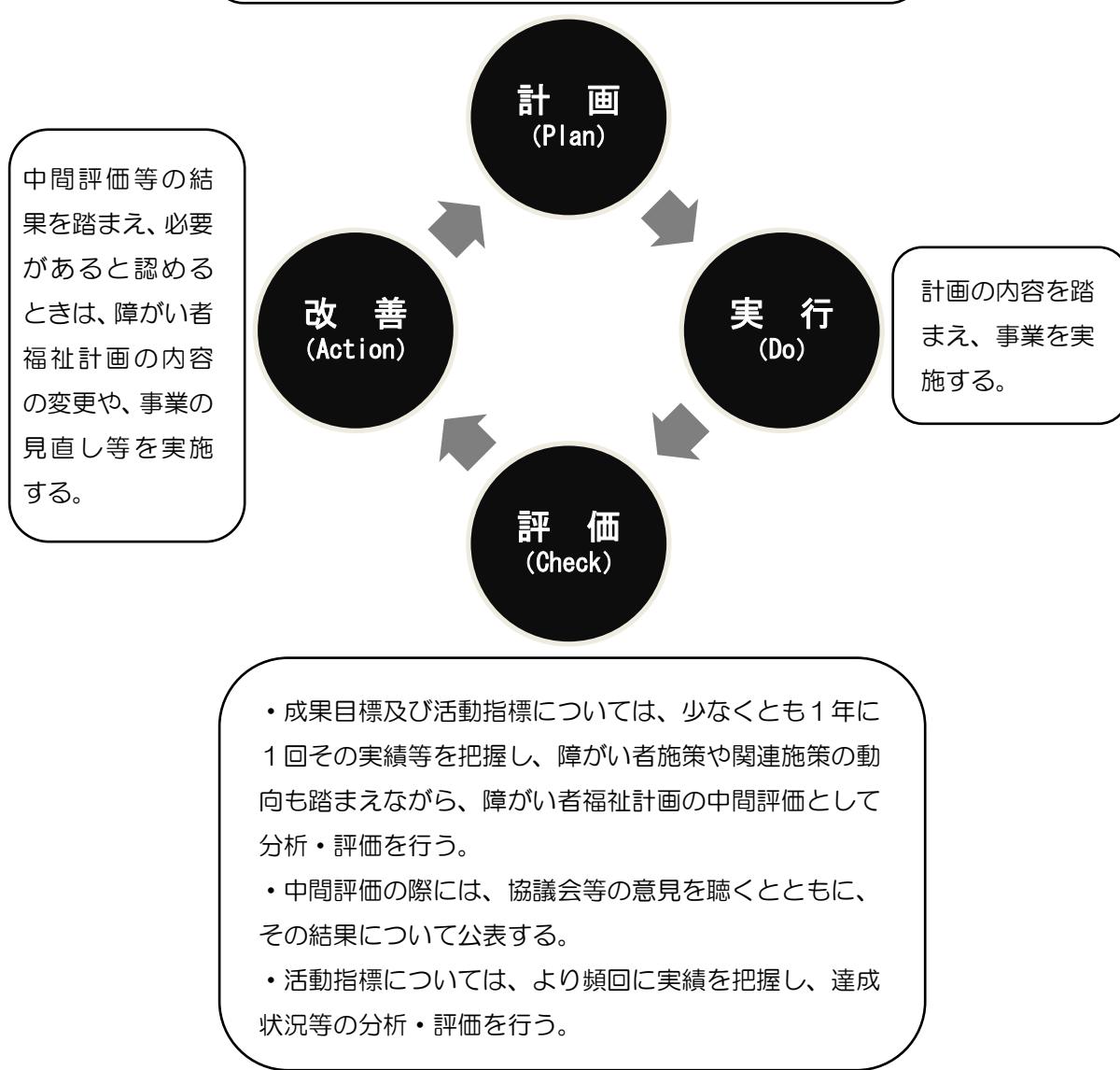
障がい者福祉計画におけるP D C Aサイクルプロセスのイメージ図

基本指針

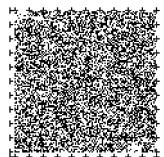
障がい者福祉計画策定にあたっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量及びその確保のための方法の提示。

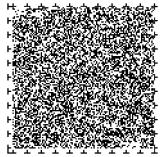


「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障がい福祉サービスの見込量の設定やその他の確保方策等を定める。



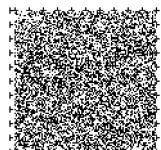
資 料 編





I 策定経過

開催日	事項	内容
令和2年 5月7日	第1回 下野市障がい者福祉計画 庁内検討部会（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期下野市障がい者福祉計画の指針及び概要について ・今後のスケジュールについて
令和2年 5月22日	第1回 下野市障がい者福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期障がい者福祉計画に係る国の基本指針について ・第6期下野市障がい者福祉計画策定スケジュール（案）について
令和2年6月9日～7月31日 アンケート調査		
令和2年 9月25日	第2回 下野市障がい者福祉計画 庁内検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果について ・第5期下野市障がい者福祉計画の評価について ・下野市地域自立支援協議会から出た意見について ・計画骨子（案）について
令和2年 10月2日	第2回 下野市障がい者福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・下野市障がい者福祉計画策定に係るアンケート結果について ・第5期下野市障がい者福祉計画の評価について ・下野市地域自立支援協議会から出た意見について ・第6期下野市障がい者福祉計画骨子（案）について
令和2年 12月14日	第3回 下野市障がい者福祉計画 庁内検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期下野市障がい者福祉計画の素案について
令和2年 12月18日	第3回 下野市障がい者福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期下野市障がい者福祉計画素案について
令和3年2月8日～2月25日 パブリックコメント		
令和3年 3月5日	第4回 下野市障がい者福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・計画（案）の承認



Ⅱ 下野市障がい者福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年5月10日

告示第79号

改正 平成26年3月17日告示第36号

平成26年4月1日告示第57号

平成27年4月1日告示第75号

平成29年3月1日告示第28号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき、下野市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、計画案を検討するため、下野市障がい者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（平26告示57・一部改正）

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織するものとし、委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 下野市地域自立支援協議会委員
- (2) 公募による者
- (3) その他市長が必要と認める者

（平26告示57・一部改正）

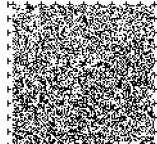
（平29告示28・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、下野市障がい者福祉計画の策定をもって満了とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。



- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に検討部会を置く。

- 2 検討部会の部会員は、健康福祉部長及び社会福祉課長のほか、別表に掲げる課に所属する職員のうちから、その長が指名する者をもって構成する。
- 3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には健康福祉部長、副部会長には社会福祉課長をもって充てる。
- 4 検討部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 検討部会は、必要に応じ、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

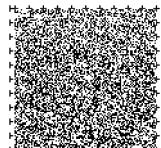
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条の規定に関わらず、最初に開かれる委員会は市長が招集する。

附 則(平成26年3月17日告示第36号)



この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第57号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第75号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日告示第28号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

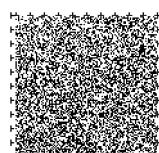
別表（第7条関係）

（平26告示36・平27告示75・一部改正）

総合政策課、安全安心課、社会福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、健康増進課、 学校教育課
--

III 下野市障がい者福祉計画庁内検討部会

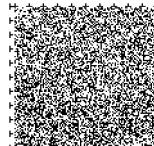
	所 屬 部 署	役 職	氏 名	備 考
1	健康福祉部	部 長	手塚 均	部会長
2	総合政策部総合政策課	課 長	福田 充男	
3	市民生活部安全安心課	課 長	直井 満	
4	健康福祉部社会福祉課	課 長	木村 一枝	副部会長
5	健康福祉部こども福祉課	課 長	仙頭 明久	
6	健康福祉部高齢福祉課	課 長	長塚 章	
7	健康福祉部健康増進課	課 長	近藤 和行	
8	教育委員会学校教育課	課 長	田澤 孝一	



IV 下野市障がい者福祉計画策定委員名簿

◎委員長 ○副委員長

区分	氏名	所属
1 障害福祉サービス事業所	生澤 政江	下野市社会福祉協議会 事業経営課 課長
2 障害福祉サービス事業所	○鰐渕 泰子	社会福祉法人はくつる会 工房つばさ 施設長
3 障害福祉サービス事業所	武田 佳子	下野市こども通園センターけやき 管理者
4 障害福祉サービス事業所	安田 信子	学校法人むつみ学園 むつみこども園 副園長
5 障害福祉サービス事業所	臼井 雅子	下野市こども発達支援センター こばと園 園長
6 保健医療関係	小島 好子	自治医科大学附属病院 患者サポートセンター医療福祉相談室 室長
7 保健医療関係	大久保 愛	小山富士見台病院 医療相談部
8 保健医療関係	岡 香代	WADE WADE訪問看護ステーション下野 所長
9 教育雇用関係	上野 純子	国分寺特別支援学校 進路指導主事
10 教育雇用関係	水本 百合子	学校教育課 指導主事
11 教育雇用関係	梁島 和由	県南圏域障害者就業・生活支援センターめーぶる 主任就業支援担当
12 教育雇用関係	山家 由希子	こどもの広場いしばし 館長
13 障がい者団体	粥見 美夏	いいこみ 代表
14 障がい者団体	前野 澄子	小山地区精神保健福祉会 やしお会 理事
15 障がい者団体	本田 陽子	下野市障がい児者父母の会 すまいるの会 障がい児者保護者代表
16 福祉関係	朝川 美也子	高齢福祉課 基幹型地域包括支援センター センター長
17 指導機関	片根 明子	栃木県県南健康福祉センター 健康支援課
18 公募委員	古口 利香	公募委員
19 公募委員	白石 利昭	公募委員
20 学識経験者	○青山 泰子	自治医科大学 社会学 准教授
アドバイザー	大嶋 奈央子	県障害者相談支援協働コーディネーター



V 下野市地域自立支援協議会条例

平成25年3月22日

条例第7号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第77条に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び総合支援法第89条の3第1項の規定により、下野市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

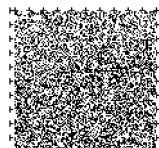
- (1) 相談支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
- (2) 地域生活支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
- (3) 市町村相談支援機能強化事業等による市の相談支援体制支援に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発・改善に関すること。
- (5) その他、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業所関係者
- (2) 障害者支援施設及び福祉サービス事業所関係者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 福祉団体関係者
- (6) 障害者及びその家族又は関係団体
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)



第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員がその選任資格を失ったときは、同時に委員の職を失うものとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。
(分科会)

第7条 協議会に、特定の障害者福祉サービス等の検討を行うため、分科会を置くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部に置く。

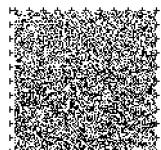
(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この条例の施行日の前日において従前の下野市地域自立支援協議会委員であった者については、残任期間までこの条例による委員とみなす。



VI 下野市内の指定障害福祉サービス事業所

事業種別	件数	
指定相談支援事業所	指定一般相談支援事業	2
	指定特定相談支援事業	6
	指定障害児相談支援事業	3
訪問系サービス	居宅介護	5
	重度訪問介護	3
	同行援護	1
生活介護	2	
就労移行支援	2	
就労継続支援A型	1	
就労継続支援B型	6	
短期入所	1	
共同生活援助	5	
障害児入所施設	福祉型障害児入所施設	1
障害児通所支援	児童発達支援	6
	放課後等デイサービス	7

令和2年11月1日現在（栃木県障害福祉課ホームページより

https://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/welfare/shougaisha/fukushi/shogai_jigyosha.html

VII 用語の解説

【あ 行】

あすてらす

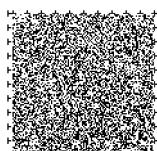
下野市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業です。高齢者や障がいのある方々が安心した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に対する相談、情報提供・苦情処理等の援助や、日常生活に必要な金銭管理等の援助を行います。

医療的ケア児

医療的な処置やケアを必要とする重症心身障がい児のことで、医療技術の進歩等を背景として、近年増加しています。

オレンジリボンキャンペーン

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に关心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。



【か 行】

ガイドヘルパー

外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーのことです。

官公需

国、県、市町村などの官公庁等が、物品の購入、役務の提供や工事の発注をすることです。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者、知的障がい者、精神障がい等に係る相談支援を総合的に行います。市町またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができます。

グループホーム（共同生活援助）

障がい者に対して、主として夜間に、共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

ケアマネジャー

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉などさまざまな社会資源を活用したケアプランを作成するケアマネジメントの役割をもつ援助者のことです。介護保険においては「介護支援専門員」と呼ばれます。

計画相談支援

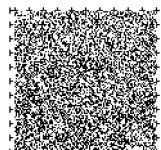
障害福祉サービスを利用する場合、障がい児・者の心身状況等を勘案し、利用する障害福祉サービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障がい児・者からの相談に対応し、サービスの利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行う支援のことです。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者などに代わって、援助者が代理としてその権利を守ることやニーズの獲得を行うことです。

高次脳機能障がい

事故や病気などによって脳が損傷を受けたことで、さまざまな症状が現れ、その中でも思考、記憶、行為、言語、注意などの脳の機能に障がいが起きた状態です。



【さ 行】

児童福祉法

児童の福祉に関する基本法です。18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童相談所、福祉事務所、保健所の規定、福祉の措置及び保障等について定めています。

社会福祉協議会

社会福祉法に位置づけられた地域福祉の推進を図るために、すべての市町村に設置された民間の福祉団体です。また、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関等の参加、協力を得ながら活動しています。

就労支援（就労移行支援・就労継続支援）

就労移行支援は、事業所内や企業において作業や実習を実施し、適正に合った職場探しや就労後の職場安定のための支援を行うサービスです。

また、就労継続支援はA型とB型があり、A型では雇用契約に基づいて就労機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。B型では、雇用契約を締結せずに就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

障がい等級

障がいの程度を評価する基準のことです。

身体障害者手帳では障がい種別に6等級に分類されており、1級が最重度となっています。

療育手帳では栃木県では、A1からB2までの4段階に分類されており、A1は最重度、A2は重度、B1は中度、B2は軽度を意味します。

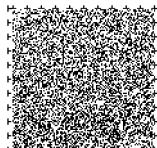
精神障害者保健福祉手帳では、1級から3級までの3段階に分類されており、1級が最重度となっています。

障害児通所支援

児童福祉法に基づくサービスで、療育や訓練等が必要な児童に対して日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応等の支援を行うものです。支援には、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援があります。

障害者基本法

障がい者の施策や理念を定めた法律。障がい者のための施策に関する基本計画の策定を義務づけ、障がい者の自立と社会参加等を促進することを目的としています。



障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、障がい者の利益の擁護に資することを目的に平成 24 年 10 月 1 日から施行されています。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28 年 4 月 1 日から施行されています。

障害者週間

国際障害者年を記念し、障がい者問題について、広く人々の理解と認識を深め、障がい者の福祉の増進を図るために「障害者の日」が設けられました。これを受け「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日（1975 年 12 月 9 日）を「障害者の日」とし、また、障害者基本法において、毎年 12 月 3 日から 9 日までの一週間を「障害者週間」としました。

障害者総合支援法

障がい児（者）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする法律です。

障害者優先調達推進法

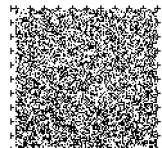
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。平成 25 年 4 月 1 日から施行されています。

障害保健福祉圏域

各市町村域でのサービス提供が難しいと判断される課題に対応するため、県が複数市町村での広域的な対応を促進するために設定した圏域です。栃木県には、宇都宮、県西、県東、県南、県北、両毛の 6 つの障害保健福祉圏域があり、そのうち本市は県南障害保健福祉圏域に属します。

自立支援医療

心身の障がいを除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療です。



身体障害者手帳

身体障害者福祉法にもとづき身体の機能に一定以上の障がいがあることを認定し、法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票として都道府県知事等が交付します。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法にもとづき、一定の精神障がいの状態にあることを認定し、証票として都道府県知事等が交付します。交付を受けた者に対し、各種の支援策が講じられることにより、精神障がい者の社会復帰、自立並びに社会参加の促進を図ることを目的としています。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、家庭裁判所に申し立てをし、対象となる方の契約行為や金銭管理などの援助をする人（成年後見人、保佐人、補助人）により、権利の擁護、支援を行う制度です。

相談支援事業

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活がおくれるよう支援する事業です。

【た 行】

短期入所（ショートステイ）

障害者総合支援法に基づくサービスで、居宅で介護等を行う人が疾病等で介護ができない場合に、障がい者を障がい者支援施設等に短期入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を提供するサービスです。

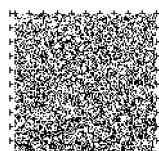
また、介護保険法に基づくサービスでは、居宅において介護を受ける者を特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設などに短期間入所させ、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいいます。

地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市区町村が設置します。

地域包括支援センター

介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などのさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としています。



通所介護（デイサービス）

介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つで、居宅において介護を受けるものをデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことです。

デマンドバス

予約型の運行形態の輸送サービスで、市では「おでかけ号」という名称の乗合式のタクシーが運行されています。利用者からの電話予約に応じて迎えに行き、他の利用者も途中から乗車し、それぞれの目的地まで運行します。

特別支援学校

学校教育法に基づき、比較的重い障がいのある幼児、児童、生徒を対象に、一人ひとりの障がいに配慮した専門性の高い教育を行う学校です。

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援教育コーディネーター

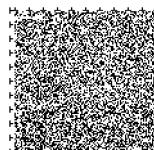
校内や福祉、医療等の関係機関との連絡調整や、保護者に対する学校の窓口として活動する役割をもち、学校内で指名されます。

特別支援教育推進計画

市の学校教育の目標や国の特別支援教育の理念に基づき、インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育の質の向上に取り組むことにより、障がいの有無やその他の個々の違いを認めつつ、共に生きていける共生社会を形成する子どもの育成を目指す、特別支援教育の方向を示す計画です。

都市交通マスタートップラン

概ね 20 年後を見据えた市の総合的な都市交通計画で、幹線道路網、公共交通網、自転車交通網、交通バリアフリー、環境対策など、様々な分野の課題と計画が示されるものです。令和4年策定の予定です。



【な 行】**内部障がい**

内部障がいは、身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7つの障がいの総称です。

難病

一般に不治の病ととらえられることが多く、その時代時代の医療水準や社会事情によって変化しています。難病新法の制定により平成27年1月から対象疾患が順次拡大し、指定難病疾患数が333疾患、小児慢性特定疾患数が762疾患となっています。

【は 行】**発達障がい**

精神面、運動面の発達に問題があって、日常生活に支障があり、社会適応に向けた支援が必要な状態。幼児のうちに現れることが多く、どんな能力に障がいがあるのか、どの程度なのかは、人によってさまざまです。自閉症・アスペルガー症候群や他の広汎性発達障がい（PDD）・学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）などがあります。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）などの発達障がいのある者の援助等について定めた法律です。

バリアフリー

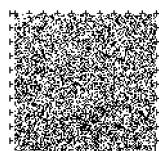
自らの意思にもとづく自由な行動を妨げる障壁（バリア）を、街の中や施設・住宅・人の心から取り除き、誰もが近づきやすく利用しやすいものにすることです。

ピアカウンセリング

ピアとは、「仲間」という意味で、「障がいについては障がい者こそが専門家」という考え方のもとに、障がい者自身が障がい者の相談を行うことです。

ピアサポーター

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動をピアサポートといい、ピアサポートをする人たちのことをピアサポーターといいます。



ピクトグラム

言葉によらない、目で見るだけで案内を可能とする案内用図記号のことです。「ヘルプマーク」もピクトグラムの一種です。

ひとにやさしいまちづくり条例

栃木県で平成11年10月に施行された条例です。県民、事業者及び国・県・市町村の責務を明文化するとともに、一定の要件に該当する建物等を新築・改築するときに適合させなければならない整備基準を定めています。この条例によりさらなるバリアフリー化を促進し、すべての県民が安全で快適な日常生活を営むとともに、積極的に社会参加ができる「ひとにやさしいまちづくり」が実現されるものと期待されます。

福祉避難所

既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のことです。

ヘルプマーク・カード

ヘルプマークは聴覚障がいや高次脳機能障がいの方、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです。

ヘルプカードは、障がいのある人がいざというときに、必要な支援や配慮を周囲の人にお願いしやすくするためのカードで、市で作成・配布しています。緊急連絡先や、配慮してほしいこと、障がいや健康状態について記載できるようになっています。

放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

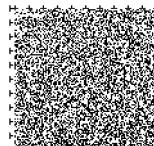
【ま 行】

マイ・タイムライン

住民一人ひとりの防災行動計画であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。

民生委員児童委員

民生委員は民生委員法に基づき、各市町村の区域に置かれ住民の福祉の増進を図るために活動を行います。児童委員は児童福祉法に基づき、各市町村の担当区域において児童及び妊産婦に援助及び指導を行います。民生委員は児童委員を兼務します。



モニタリング

ケアマネジメントの一過程で、ケアプランに照らして状況把握を行うことです。モニタリングされた事項で評価し、必要に応じてケアプランの変更を検討します。

【や 行】

優先調達

福祉施設や在宅で働く障がい者の経済面の自立を進めるため、国や自治体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、福祉施設等から優先的・積極的に購入することを推進することです。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能なデザインにすることです。

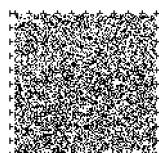
【ら 行】

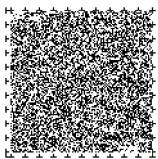
療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のことです。

療育手帳

知的障がい者に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の知的障がいのある人に対し、申請にもとづいて障がい程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障がい者であることの証票として都道府県知事が交付します。





第6期下野市障がい者福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行編集：下野市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ

〒329-0492

栃木県下野市笠原26番地

電話 0285 (52) 8900 FAX 0285 (32) 8601

